

## 令和4年第1回 大石田町議会定例会会議録

令和4年3月3日(木)、大石田町議会定例会が、大石田町議場において招集された。

1. 議長(大山二郎君) 午前 10時00分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1番 二藤部冬馬君	4番 岡崎英和君	7番 大山二郎君
2番 今野雅信君	5番 村形昌一君	9番 齋藤公一君
3番 熊谷富太郎君	6番 小玉勇君	10番 芳賀清君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八楸誠君
副町長	花田淳君	産業振興課	
教育長	本多諭君	(兼)農業委員会事務局長	遠藤秀樹君
総務課長	高橋慎一君	建設課長	鈴木太君
まちづくり推進課長	大沼進悟君	教育文化課長	早坂勝弘君
町民税務課長 (兼)会計管理者	土屋弘行君	総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	小林基流
議会事務局議会主査	有川隼人

## 提出議案目録

- 議案第3号 令和3年度大石田町一般会計補正予算(第7回)  
議案第4号 令和3年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)  
議案第5号 令和3年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第2回)  
議案第6号 令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5回)  
議案第7号 令和3年度大石田町介護保険特別会計予算(第3回)  
議案第8号 令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算(第2回)  
議案第9号 令和4年度大石田町一般会計予算  
議案第10号 令和4年度大石田町国民健康保険特別会計予算  
議案第11号 令和4年度次年子簡易水道特別会計予算  
議案第12号 令和4年度農業集落排水事業特別会計予算  
議案第13号 令和4年度介護保険特別会計予算  
議案第14号 令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第15号 大石田町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について  
議案第16号 大石田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 大石田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 大石田町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 大石田町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 大石田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 大石田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第25号 大石田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第26号 大石田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第27号 大石田町消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第28号 大石田町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について  
議案第29号 大石田町駅都市施設の指定管理者の指定について  
議案第30号 大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」の指定管理者の指定について
- 同意第1号 大石田町監査委員の選任について  
同意第2号 大石田町教育委員会教育長の任命について
- 発議第1号 大石田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

## 議 事 の 経 過

### 1. 議長(大山二郎君)

お早うございます。

ただ今から、令和4年第1回大石田町議会定例会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、町広報担当者の写真撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。日程第1. 逝去議員の追悼を行います。この際ご報告いたします。大石田町議会議員 遠藤宏司君は、去る、1月20日、逝去されました。誠に痛惜にたえません。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

お諮りいたします。先に協議を願っておりますように、議会を代表して村形昌一君に追悼の演説をしていただき、本会議の弔意を表したいと存じますが、これにご異議ございませんか。(議員:「なし。’)異議なしと認めます。5番 村形昌一君、登壇願います。

### 1. 5番(村形昌一君)

皆さん、お早うございます。

遠藤宏司さんのご遺族がお見えになっております。議長からお許しを得ましたので、遠藤さんへの追悼の言葉を申し上げたいと思います。

追悼演説

本日、令和4年第1回大石田町議会定例会が招集されるにあたり、遠藤宏司議員の議席が空席であることに、議員一同、惜別の想いでいっぱいでございます。

顧みますと、あなたは平成11年に行われた町議会議員選挙において、地元をはじめ多くの町民の期待を担い、初当選されました。以降、19年の長きにわたり町政発展に多大なる貢献をされました。

議員活動の中で町民の生活の向上、福祉の充実を実現するため、町内外を奔走し、一度も欠かさなかった一般質問では町政を質し、大石田町の発展と活性化に貢献され、ご活躍されたことに敬意を表します。

議員在席中は、厚生文教常任委員会委員長をはじめ広報特別委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会活性化検討特別委員会副委員長など数々の要職を歴任され、豊かな経験を活かし日夜ご尽力されました。

その功績が認められまして、平成26年には山形県町村議会議長会から、平成30年には全国町村議会議長会から表彰をされております。なかでも、広報委員長として編集した議会だよりで全国表彰を受賞したことは、今でも燦然と輝く金字塔です。

遠藤さんが議員として残した功績は、永久に町民の胸に生き、永く後世に語り継がれるものと信じております。

今、町民に最も身近な立場にいる我々議員の活動に関心が集まっており、住民の付託に応えられるよう、我々に課せられた責務の大きさを感じております。

大石田町では、少子高齢化や財政健全化、町内産業の活性化、定住対策など重要問題が山積し、遠藤さんの活躍を期待することが極めて大きいものがあるときに、あなたを失うものは誠に惜しみても余りあるところでございます。

再び遠藤さんと相見えることは叶いませんが、あなたのご遺志を受け継ぎ、村岡町長とともに町民福祉の向上と自立のまちづくりを進めていくことが何よりのご供養かと思えます。

ここに、ご遺族の皆様、そして大石田町と議会の前途にご加護を賜りますことを念じ、万感尽く

せぬ思いを込めまして、大石田町議会を代表しての追悼の言葉といたします。

遠藤さん、長い間本当にお世話になりました。安らかにお休みください。

令和4年3月3日 大石田町議会 村 形 昌 一。

1. 議長(大山二郎君)

以上をもって、逝去議員の追悼を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午前 10 時 11 分

1. 議長(大山二郎君)

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により

2番 今野 雅 信 君、

3番 熊 谷 富 太 郎 君を指名いたします。

次に、日程第3. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 今野 雅 信 君。

1. 議会運営委員会委員長(今野雅信君)

お早うございます。

それでは、議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、2月17日告示、本日招集されました本年第1回定例会の会期・議事運営等について、2月24日に議会運営委員会を開き、提出される案件、及び町政一般に関する質問等を考慮し、慎重に協議した結果、第1回定例会は皆さんのお手元に配付している会期・議事日程のとおりであります。

即ち、本定例会は、本日より3月14日までの12日間の会期とすることとし、その内容について説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

第1日目、即ち本日ではありますが、ただ今報告している会期の決定、諸般の報告をしていただきます。諸般の報告では、議長の諸般の報告ののち、一部事務組合議会の報告を組合議員の代表の議員からさせていただきます。

続いて、町長、及び教育長より行政報告をしていただきます。

次に、議案の上程であります。本定例会に提出されている議案30件を一括して上程し、令和4年度町長の施政要旨、並びに提出議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明、発議第1号について提案理由の説明をしていただきます。

終了次第、第1日目の本会議は散会とし、議場において全員協議を開催し、本定例会の議案説明をしていただきたい考えであります。

全員協議会終了後、広報常任委員会を議員控室において開催し、副委員長の互選をしていた

できます。

第2日目、3月4日は、第1日目に引き続き全員協議会を午前10時より開催し、本定例会の議案説明をしていただき、終了次第、全員協議会を閉会したい考えであります。

第3日目、第4日目は休会とする考えであります。

第5日目、3月7日は午前10時開議、直ちに議案の審議を行い、まず、議案第3号から議案第8号、議案第15号から議案第30号まで質疑、討論、表決をしていただき、同意第1号から同意第2号の人事案件について、質疑、表決していただきます。

議案の審議が終結後、予算特別委員会の設置を議題としていただきます。特別委員会設置後、令和4年各会計予算6件を一括して予算特別委員会に審査付託していただき、本会議を散会する考えであります。

本会議散会后、予算特別委員会を開会していただき、委員長並びに副委員長の互選を行い、終了次第、予算特別委員会を散会する予定であります。

第6日目、3月8日は午前10時開議、3名の町政一般に関する質問を行い、終了次第、本会議を散会する考えであります。

第7日目、3月9日は午前10時開議、予算特別委員会を開催し、議会事務局、総務課、町民税務課及び出納室所管の課別審査を行い、終了次第、散会する予定であります。

第8日目、3月10日午前10時開議、予算特別委員会を前日に引き続き開催していただき、まちづくり推進課、保健福祉課所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第9日目、3月11日は午前10時開議、予算特別委員会を引き続き開催していただき、教育文化課、建設課、産業振興課・農業委員会所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第10日目、第11日目は休会とする考えであります。

第12日目、3月14日、即ち最終日であります。午前10時開議、前日に引き続き、予算特別委員会を開催していただき、付託議案6件についての総括審査を行い、質疑・討論・表決をしていただき、予算特別委員会を閉会したい考えであります。

その後、本会議を開会し、予算特別委員会からの審査結果について報告を求め、議案の議了していただく考えであります。

その後、議員派遣の件について決定をいただき、全日程を終了するという日程であります。

なお、この間の詳細な日程については、皆さんのお手元に配付してあります会期・議事日程のとおりであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めてくださるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和4年3月3日 大石田町議会運営委員会委員長 今野 雅 信。

## 1. 議長(大山二郎君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本定例会の会期は本日より3月14日までの12日間とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

したがって、会期は本日より3月14日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第4. 諸般の報告をいたします。

遠藤宏司議員の逝去に伴い、広報常任委員会の委員に欠員が出たため、その補充委員として、大石田町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定に基づき、村形昌一君を指名しましたので報告いたします。

続いて、議長の諸般の報告を申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、様々な会議等が中止や書面決議となっており、去る2月16日に予定されていた、山形県町村議会議長会第73回定期総会も書面決議に変更されるなどしたため、この間の議長の諸般の報告に足る行事はありませんでした。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、北村山広域行政事業組合議会令和3年第3回臨時会に関する事項の報告を求めます。

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

私から、令和3年第3回北村山広域行政事務組合議会の臨時会の報告をいたします。

去る、令和3年12月21日に、村山市において監査委員の選任、並びに教育委員会委員の任命についての2件について、事件として、原案どおり2件とも可決されました。

監査委員に関しては辞任に伴う選任、教育委員会委員については任期満了に伴う選任というところの内容でございました。

詳細については、お手元の資料をご覧ください。私からの報告は以上です。

1. 議長(大山二郎君)

つづいて、北村山公立病院組合議会令和3年第3回定例会に関する事項の報告を求めます。

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

お早うございます。

12月23日に開催されました、第3回定例議会の報告をさせていただきます。議案第8号及び9号が上程され、全て原案どおり可決しております。

主な内容としましては、「令和3年度北村山公立病院組合事業三市一町負担金の額の補正について」、及び「令和3年度北村山公立病院組合事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

詳しくは、定例議会の資料を配付しておりますので、ご覧いただきたく思います。以上、報告を終わります。

1. 議長(大山二郎君)

つづいて、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会令和3年12月臨時会に関する事項の報告を求めます。9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

私から、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の臨時会の模様をお話申し上げます。

12月24日に組合の中で臨時会が開かれまして、3議案提出されております。一つは、「令和3年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算」であります。もう一つは、「尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項の規定による期間の権限に属された事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について」であります。三つ目は、「尾花沢市大石田町環境衛生事業組合監査委員の選任について」であります。

いずれも原案のとおり可決されておりますが、特に今回大石田町議会に関することは、3番目の環境衛生事業組合の監査委員の選任であります。これは、大石田町の議会というようにございまして、大石田町から選任することになっておりますが、ここに 小玉勇君が全会一致で選任されております。

以上で、私から臨時会の模様をお話申し上げます。

## 1. 議長(大山二郎君)

次に、令和3年第1回定例会において議決いたしました、地方自治法第100条第13項、及び、大石田町議会会議規則第127条第1項の規定に基づく「議員派遣の件に関する報告」並びに令和3年第4回定例会以降における、当議会の諸般の事業活動等については、お手元に配付しております印刷物のとおりでありますので、これをもってご了承願いたいと思います。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第5. 行政報告を行います。町長、並びに教育長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長 村岡藤弥君。

## 1. 町長(村岡藤弥君)

お早うございます。

本日招集いたしました、令和4年第1回定例会にご出席いただき、心からお礼を申し上げます。

さて、今冬の雪の状況であります。12月下旬からまとまった降雪となり、2月7日には2メートル9センチを記録するなど、昨年が続いての大雪となりました。2月末までの累計降雪量は10メートル53センチで、2年連続での10メートル超えとなり、町民にとって大変厳しい冬となりました。

1月18日に豪雪対策本部を設置し、流雪溝の通水時間の延長や除雪時の安全対策に関する広報などを行ってきましたが、残念ながら除雪作業中の事故により重傷者、軽傷者あわせて5件の人的被害が発生しております。

また、住家の一部破損が2棟、空き家の半壊が1棟、車庫等の全壊が2棟、農業用ハウスの半壊が1棟確認されております。

今後、融雪による農業用ハウス等への被害も予想されますので、気を緩めることなく対処してまいりたいと考えております。

また、融雪遅延による営農活動の遅れや果樹の枝折れなどを未然に防止するため、水稻、果樹、すいか等の生産者を対象に融雪剤購入に対する支援を行っているところであります。

例年のこととなりますが、除排雪対策に関しましては、区長さんをはじめ流雪溝利用協力会の皆さん、町民有志のボランティアグループのほか多くの町民の皆さんのご尽力とご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

それでは、昨年12月第4回定例会以降の行政報告について申し上げます。

はじめに、まちづくり推進課関係から申し上げます。北村山教育賞及び北村山教育奨励賞についてであります。12月21日に北村山広域行政事務組合による北村山教育賞及び北村山教育奨励賞の表彰式が開催され、当町からは北村山教育奨励賞に県立村山産業高校3年の木内拓哉さん、秋田県立秋田北鷹(ほくよう)高校1年の遠藤佳人さん、さらには町立大石田中学校吹奏楽部のお二人、1団体が受賞されました。

それぞれ、登山やクロスカントリースキー、吹奏楽コンサートでの活躍が評価されたもので、今後の益々の活躍を期待しているところであります。

無災害安全祈願式についてであります。1月5日に今年1年間の無災害を祈願するため無災害安全祈願式を行いました。式には大山議長、早坂消防団長はじめ関係者の方々にご臨席賜り、1年の無災害を祈願いたしました。

安全祈願式に引き続き、消防委員会を開催し、町消防行政に関する様々なご意見を頂戴しております。

次に、山形大学との連携事業についてであります。1月22日に山形大学との連携事業として「大石田町の諸課題解決につなげる提案」合同発表会を開催し、学生目線の斬新な提案を発表

していただきました。

当日は、議員の皆様をはじめ20名ほどの町民に出席をいただき、意見交換を行いました。また、発表会終了後、学生の皆さんにはボランティア活動として高齢者宅などの除雪作業を行っていただいております。

保健福祉課関係を申し上げます。新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種は、町の医師会のご協力をいただき、2月21日から65歳以上を対象に実施しております。また、町内小・中学校の教職員と保育士等の優先接種は3月5日から3回に分けて実施することにしております。

64歳以下につきましては、当初の予定を2週間前倒して4月4日から開始し、5月中旬には完了する見込みであります。

詳細につきましては、町医師会と協議しながら進めてまいりますが、1日でも早く町民へのワクチン接種を完了したいと考えております。

産業振興課関係を申し上げます。雪灯ろう街道についてであります。2月12日に町内全域で雪灯ろう街道を実施いたしました。残念ながら新型コロナウイルス感染症が拡大する中での開催となったことから、関連するイベントは中止となりましたが、当日は天候に恵まれたこともあり、地区を挙げての積極的な取り組みや、各家庭での趣向を凝らした雪灯ろうが数多く見られました。

また、3月1日には雪灯ろうコンテストに応募していただいた作品を対象に審査会が行われ、特選1点、入選2点、佳作3点がそれぞれ選定されました。

次に、令和4年度の農業政策についてであります。米政策改革の5年目となる本年の当町における「生産の目安」は、新型コロナウイルスの影響による外食需要の落ち込みや人口の減少などから、前年比で243トン、42ヘクタールの減となりました。県からの目安提示後、生産者に提示する目安の算定方針を各関係機関、団体で協議を重ね、1月27日に開催した町農業再生協議会に諮り合意を得た上で提示したところであります。

以上、12月議会以降の主な行政報告とさせていただきます。

#### 1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

#### 1. 教育長(本多諭君)

それでは私から二点についてご報告を申し上げます。

1点目は、成人式についてでございます。大石田町の成人式は、例年8月15日に「虹のプラザ多目的ホール」で挙行しておりますが、今年度は、昨年度から引き続き新型コロナ感染症の高止まりの中、77名の対象者は年明けの1月9日まで待たなければなりませんでした。当町初となる真冬の1月開催となりましたが、感染症対策を十分に行う中、42名が出席し、厳かな凜とした雰囲気の下、式典を行うことができました。当日は、天気にも恵まれました。複数の振り袖姿の参加者も見られ、夏の成人式とは一味違ったハレの日になったようです。

2点目は、大石田かるた大会についてでございます。大石田町民の英知を結集して制作した大石田かるたは令和2年度に完成いたしました。その大石田かるたがもっと、もっと多くの方々に普及し親しまれるよう思いを込めて、1月16日、第1回「新春大石田かるた大会」を実施いたしました。ここでも、新型コロナ感染症の中、開催できるかどうか心配されましたが、中学校体育館の換気を徹底するなど十分に対策を行い、無事実施にいたしました。関係各位の皆様には本当にご難儀をおかけしたこと、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、競技種目は、個人の部(ジュニア、一般)、団体の部(ファミリー、団体)の4部門を設けて、



小学生45人、中学生32人、一般40人、総勢117名の参加がありました。特別ゲストとして、熊谷瞳アナウンサーを読み手としてお迎えする中、コスプレの団体なんかもあり、大いに盛り上げていただきました。午前中という短い時間ではありましたが、盛況の中に終わることができたこと、本当に良かったなと思っております。第2回大会はより工夫を加え、更なる周知に努めて、益々発展していくように努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

付け加えてですけれども、この大石田かるたですが、北村山視聴覚自作教材で最優秀賞をいただきました。町民ホールにも飾ってございます。その後、山形県自作視聴覚教材でも、実行委員会の方が最優秀賞を受賞しております。また、大石田中学校1年生がかるたについて発表していただきましたけれども、青少年健全育成町民会議のときですね、その大石田中学校のかるたの取り組みについても最優秀賞を受けております。

もう一つ、自作視聴覚教材の件で、大石田南小学校、自然薯への取り組みということで、6年生のサンサンスタディというその学習の成果を発表して送りましたが、これは佳作ということで表彰されております。かるたを通して、あるいはサンサンスタディを通して、子どもたちの活動もしっかり軌道に乗ってきているなというふうにいるところでございます。以上、報告を終わります。

#### 1. 議長(大山二郎君)

これをもって、行政報告を終わります。

次に、議案の上程であります。日程第6. 議案第3号より、日程第36. 発議第1号まで、以上31件を一括して議題として上程いたします。

日程第37. 令和4年度町長施政要旨、並びに上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町町長 村岡藤弥君。

#### 1. 町長(村岡藤弥君)

はじめに、令和4年第1回大石田町議会定例会において、令和4年度各会計の予算案をはじめ、提出議案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営の基本的姿勢と重点施策を申し上げますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら世界的に猛威を振るっており、現在は感染力が強く、比較的高い再感染リスクがあり、ワクチン効果も低いことが指摘されているオミクロン株が急速に拡大しております。政府は、今年1月7日に3県を蔓延防止等重点措置区域に指定して感染拡大の防止を図りましたが、新規陽性者は全国規模で増加し、19日には13都県を、25日には山形県を含む18道府県を追加し、さらに、実施期間を延長しながら対策を講じてきております。

山形県知事は、5市4町を重点措置区域とし対応強化の協力を要請しましたが沈静化には至らず、現在は再拡大防止特別対策を県内全域において実施しております。特に、若年層に感染者が多発していることから、家庭や学校、保育施設などの感染急拡大が懸念されております。

当町においても休校や学校給食の提供停止を余儀なくされるなど、子どもたちへも影響が大きくなっていることから、改めて町民の皆様には基本的な感染対策の徹底をお願い申し上げます。

そのような中ではありますが、2月21日には3回目となるワクチン接種を開始したところであります。これまでの経験を活かし、スムーズな接種となるよう全力で対応してまいります。ワクチン接種は町内の医療機関の協力が不可欠であり、県内でもトップクラスのスピードで2回接種を終えることができたのも医療関係者のご尽力があったからこそであります。町民の健康と生命を守るという使命感に満ちた行動に対し、町民を代表し心から敬意を表するものであります。

昨年開かれた東京2020パラリンピック大会に、豊田地区出身の齋藤元希さんが出場しました。

大石田町初のパラリンピアン誕生であります。齋藤さんは、競泳5種目に出場し、4種目で日本新記録を樹立する力泳をみせ、男子100メートル背泳ぎS13クラスで8位入賞、混合400メートルリレーでは5位入賞を果たしました。コロナ禍の重苦しい雰囲気の中、私たちに勇気と感動を届けてくれました。次回のパリ大会でもご活躍されることを心よりお祈りいたします。

昨年10月に岸田文雄政権が発足いたしました。現在、国会では2022年度の一般会計予算が審議されているところですが、その総額は107兆5,964億円と10年連続で過去最大を更新するものとなっております。高齢化による年金や医療費の増加で社会保障費が歳出の3割を超え、過去最大となる一方、岸田内閣が掲げる「成長と分配の好循環」を実現するための地方のデジタル化の加速化に向けた予算も盛り込まれております。

昨年3月に、当町の行政運営の目標や方向性を定める「第7次大石田町総合振興計画」と、地方創生へ向けた総合戦略「第2期大石田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。いずれの計画も将来を見据えた町づくりの指針であるため、地域課題をどう解決していくかが求められますが、私は、政府が提唱する「デジタル化」を推進し、デジタル技術を積極的に活用していくことが有効であると考えております。

行政のデジタル化をはじめ創意工夫に満ちた施策を通して「心豊かに幸せ感じるまちづくり」に邁進してまいりますので、議員の皆様には引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2番といたしまして、大石田町を取り巻く環境についてであります。令和2年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、私たちの日常行動が制限され、人と人とのふれあいが失われた結果、我が国の経済は停滞し、多くの方が生活を脅かされることになりました。国は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設して対策を強化しており、当町では公共施設の感染症対策に加え、エール券やプレミアム券などで町民生活の支援を図ってきましたが、未だ経済は回復していない状況にありますので、令和4年度においても引き続き交付金を活用した事業を実施し、町民の生活を支えてまいります。

昨年6月に公表された2020年国勢調査では、我が国の少子高齢化の進行に拍車がかかっていることが判明しましたが、当町はそれ以上に少子高齢化が進展しており、令和3年4月現在の高齢化率は40%を超え、令和2年度の出生数も20人を割り込みました。団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を抱え、今後も医療費、介護費ともに膨張が続くこととなりますので、国の施策と連動して適切に対応する必要があります。子どもの数の減少は、今後とも同様の傾向が続くと見込まれますので、義務教育環境の充実を図る観点から、小学校の統合を早急に進める必要があります。

令和4年度の山形県の一般会計予算は6,849億1,200万円で、4年連続の増加となりました。新型コロナウイルス対策関連費用が920億4,700万円となったほか、DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組む観光復活推進事業やデジタル化等の設備投資への支援、消費喚起のためのプレミアム商品券等の発行支援など、デジタル技術を活用した事業とポストコロナを見据えた経済再生の取り組みに重点配分した予算となっています。今後、県と連携し財政面の効率化と事業進捗の加速を図ってまいります。

町職員の契約に係る不正行為が発覚してから2年ほどが経過しました。その間、一般競争入札制度の適正な運用、発注者綱紀保持規程の制定など、再発防止対策に取り組んでまいりました。現在、工事請負契約約款に基づいた違約金の支払いを求めて訴訟係属中であり、一連の不正事案については引き続き厳しい目で見られると思われる中で、失った信頼を取り戻すために職員の高い倫理観を保持し、厳格な事務事業の執行に努めてまいります。

昨年も全国各地域において自然災害が発生しました。2月には福島県と宮城県で起きた最大震度6強の地震で185人が負傷し、8月には九州、北陸、中国地方を集中豪雨が襲い、河川氾濫により13人が死亡する豪雨災害が発生しております。幸いにも当町では、昨年自然災害が発生しませんでした。令和2年7月に発生した豪雨災害は、これまでに経験したことのないスピードで最上川が増水し、過去最高水位を記録して大きな傷跡を残しました。そのため国は、総事業費656億円の「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」を立ち上げ、10年に及ぶ大規模な流域治水事業に取り組むこととし、すでに調査等に着手しておりますので、まもなく事業の具体像が明らかになるものと思われまます。自然災害が多発する日本、特に毎年のように豪雨災害と水害に脅かされる当町で暮らす私たちは、災害の危険が常に隣り合わせであることを認識することが必要です。今後、まもなく全戸配布する「大石田町防災マップ」と、タイムリーに防災情報を入手できるLINEの活用を促進しながら、日々災害に備えることの重要性について町民の意識を高めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地方公共団体が業務を継続できる仕組みをしっかりとつくることの必要性を改めて認識させられました。行政事務はいかなる非常事態に遭遇しても決して停止させることはできませんので、令和4年度において、大規模災害時など非常時における具体的な行動指針を示す業務継続計画の策定に取り組んでまいります。

1. 議長(大山二郎君)

町長、ちょっと休憩しましょう。暫時休憩いたします。再開は、午前11時5分再開いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 05 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、令和4年度町長施政要旨、並びに上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

「令和4年度の各分野における施策の概要」

(1)といたしまして、財政状況について申し上げます。令和4年度の大石田町の一般会計当初予算額は、前年度比3.7%、1億8,000万円増の50億5,000万円となりました。

歳入では、地方交付税が前年よりも、前年より2億5,000万円多い22億5,900万円を見込んだところでございます。これは、国税収入の増加などで地方交付税の総額が18兆円を超え、2021年度に創設された地域デジタル社会推進費を引き続き計上したことによります。税源が乏しく財政基盤の脆弱な当町において、自主性、自立性のある施策を講じるためには、一般財源である地方交付税は不可欠でありますので、今後も要望などを通して交付額の拡大に努めるとともに、特別交付税の対象となる事業の積極的な実施を検討してまいります。町債は前年比、前年度対比1億570万円減の1億7,000万円となりました。これは、消防施設整備に要する起債と臨時財

政対策債が減額したことによりますが、特に臨時財政対策債が好調な税収を背景として折半対象財源不足が解消したことから大きく減額しました。

歳出では、公債費が昨年度比3,225万円多い7億5,700万円となり3年連続で前の年度を上回る金額となりました。これは、町民交流センターや尾花沢市消防署大石田分署の建設事業にかかる元金償還額の増加によるものです。性質別では、物件費が前年度比15%増加し6億円を超えました。これは、施設運営に係る需用費と電算システム等の維持管理に要する業務委託料が増額したこと、さらに学校給食事業の編入によるものです。デジタル化の進行に伴い増加傾向は続くと思われまますので、効率的な管理運営に努めていく必要があります。

## (2) 納税対策について

当町の税収の状況について申し上げます。町税の基幹税収は、町民税と固定資産税であります。生産人口の減少や地価の下落、新型コロナウイルス感染症の影響等により、依然として厳しい状況にあり、町税全体として税収の伸びは期待することができません。町税は、行政サービスを提供するために必要かつ重要な自主財源であります。この貴重な財源を確保するためには納税者の自発的な納税義務の履行が不可欠であります。そのために、今後とも税務署や関係機関団体と連携を図りながら、積極的に広報活動や租税周知に取り組んでまいります。

また、将来の納税者となる小・中学生を対象とした「租税教室」を実施するなど納税意識の定着、向上を推進していきます。

収納率の向上を図るためには、納税する環境の整備も大切であります。これまで取り組んできた口座振替の推進に加えて、コンビニ収納、スマホ収納等を実施してまいります。また、専門的な研修を受講するなど職員のスキルアップに努めるとともに、未納対策のための「納税相談員」を引き続き配置してまいります。

県内における当町の収納率は、常に上位に位置しております。しかし、少子高齢化の進展や社会的、自然的動態による人口減少に加え、社会経済活動、景気動向等の不透明感の影響も考えられますので、自主的、自立的な財政運営に資する重要な財源の確保のために、引き続き取り組みの充実、強化を図ってまいります。

今後とも、税の適正かつ公平な賦課及び徴収に徹し、税務行政に対する町民の信頼と協力の向上に努め、一層の収納率向上と税収の確保に尽力してまいります。

## (3) 地域活性化と移住定住の促進について

昨年3月に第7次大石田町総合振興計画及び第2期大石田町まち・ひと・しごと地方創生総合戦略を策定し、「美しい自然と共生し、安心して暮らせるあたたかいまち」の実現のために、多様な施策を盛り込んだところでもあります。これまで、様々な対策を講じてきてはおりますが、令和4年度においては引き続き「おおいしだ未来づくり支援事業補助金」などを活用し、課題解決に結び付ける活動の支援に取り組んでまいります。

また、農業に関心があり、移住・定住を考えている方を対象にした、短期農業体験プログラムを実施いたします。町の若手農家にも協力をいただきながら、主にスイカ、水稻に関する農作業を実際に体験し、興味を持ってもらうことで、将来の移住、定住につなげていくことを目指します。さらに、移住相談会を引き続き開催し、定住促進事業補助金や移住支援金の活用を通して、移住、定住の促進を図ってまいります。

現在任命している6人の地域おこし協力隊のうち、1人は令和3年度末に、さらに1人が今年7月に任期を終えることとなりますので、4人の協力隊がKOE no KURAの運営や町の観光PR、スポーツクラブの運営補助、芸術文化活動の振興などに従事することになります。令和4年度に

は、令和5年度からの新規隊員を募集するためのPRを行う計画にしており、これまでの役割等を検証しながら、当町の活性化のために新しい切り口で寄与できる人材を発掘してまいります。

(4) 行政のデジタル化への取り組みについてでありますけれども、新年度に本当にこれが新たに加わったということになります。新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化は、デジタル化の必要性を国民に広く認識させる契機となりました。国は、令和2年12月に「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進に着手しました。その後、2026年3月までを対象期間とした「自治体DX推進計画」を策定し、各自治体では、総務省が作成した「自治体DX推進手順書」をもとに足並みをそろえて取り組んでいくことになっております。当町においては、推進体制の整備と実施計画の策定を早急に行い、令和4年度には、行政サービスにおける町民の利便性向上と業務の効率化を図るため「情報システムの標準化、共通化」や「行政手続きのオンライン化」に取り組んでまいります。

デジタル化には、行政サービスの充実のほか、人口減少や少子高齢化などに端を発する様々な地域課題克服の手段ともなり得るものであり、例えばテレワーク、リモートワークなどの推進により地方ほどその恩恵を受けられるものと考えられることから、スピード感をもって実現できるよう全力で取り組んでまいります。

#### (5) 保健・福祉関係事業について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界的、全国的に続いております。さらに新たな変異株「オミクロン株」も確認され、まだまだ収束の見通しが立たない状況にありますので、引き続き、町民に対し「新しい生活様式」の実践の徹底をお願いし、感染防止対策の推進に努めてまいります。

また、現在3回目の新型コロナワクチンの接種が行われておりますが、町医師会と連携しながらスムーズな運営に努めてまいります。

人口減少と少子高齢化が進行し社会保障費が年々増加する中、保健・福祉行政を取り巻く環境は一層厳しくなってきました。当町においても、昨年4月1日現在の高齢化率は40.3%と4割を超え、令和2年度の出生数は16人と、少子高齢化が年々深刻になってきており、町民が生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者福祉の充実を図ってまいります。具体的に令和4年度は、「除雪費用、暖房費用に対する助成」や「高齢者タクシー」などの事業を継続して実施する一方、「協働のまちづくり事業」を町内全域に広め、町社会福祉協議会ははじめ関係機関や団体と連携を深めながら、できるだけ地域のことは地域で解決できるような体制を構築し、高齢者が安心して生活できる環境整備を図ってまいります。

障がい者福祉については、「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定の上、「大石田町障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉の充実を努めてまいります。

子育て支援の分野については、引き続き出産祝金、インフルエンザ予防接種費用の助成、18歳までの医療費無料化を実施します。さらには令和3年度からスタートした入学準備金給付事業を、また、令和4年度からは、単独事業として5階層以上の保護者に対して保育料の半額を助成し、さらに自宅で保育する方には在宅保育支援助成事業により助成金を交付するなど、さらなる子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

保健事業については、「第2次大石田町健康増進計画 健康おおいしだ21」に基づき、健康寿命の延伸に重点を置き、健康な生活を営むための生活習慣の維持、向上を図るため、生活習慣病等の発症予防と重症化予防対策を強化してまいります。

介護保険事業については、「第8期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・

生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進し、総合的な高齢者施策を進めてまいります。また、歯科医師等による65歳以上を対象とした「個別口腔機能向上事業」を実施し、口腔の状態の確認と改善に向けた指導を行い、歯と口の健康増進を図ってまいります。

国民健康保険については、医療費抑制対策として、疾病予防の強化、ジェネリック医療品の活用や在宅診療の啓発、かかりつけ医の定着、疾病の早期発見などに向け取り組んでまいります。

すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉を実現するためには、「自助・共助・公助」を基本とし、地域コミュニティやボランティア機能を十分に発揮できる体制を構築することが必要であります。今後とも町民や社会福祉協議会等との関係機関と連携を密にし、保健・福祉の充実に取り組んでまいります。

#### (6) 農林業の振興について

農業を取り巻く情勢については、人口減少に伴う農産物の国内マーケットの縮小に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や外食産業の休業の影響を受け、令和3年産米の業務用需要が大幅に減少したことから、米価が下落し、米作農家の経営状況は厳しいものとなっております。さらに、頻発する大規模災害等による農業食品産業への影響も懸念されているところであります。

平成30年産米からスタートした新たな米政策においては「需要に応じた米生産」を目指し、産地が主体的に需給調整をすることになっていきます。県内における令和3年産米の状況は、「生産の目安」とされる数量33万3,500トンに対して、作況指数が104「やや良」となったことから主食用米の収穫量は34万3,700トンと予想され、目安の数量に対しては1万200トンの超過となる見込みです。また、全国的には新型コロナウイルス感染症の影響による需要量の下振れもあり、主食用米等需要量は最大で11.5万トン上回ると見込まれています。

政策転換後5年目を迎える令和4年産米の県の生産の目安は、最終的に31万7,300トン、一方、当町における「生産の目安」は、前年比243トン減の4,525トン、面積換算では前年比42ヘクタール減の770ヘクタールとなったところであります。町では、稲作農家の経営の安定を図るため、需給バランスを考慮しながら、米価の高値安定に努めてまいります。

令和3年度には、こだわりの「米」を安定的に出荷するため、みちのく村山農業協同組合大石田低温倉庫を整備いたしましたので、今後とも通年出荷の充実に努めてまいります。

当町の農業は、安全、安心で良質な食料の供給をはじめとして、環境の保全、景観の形成など多面的な機能を有し、町民の暮らしと地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担ってきました。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあるため、農業生産基盤の一層の充実に努めながら、認定農業者・認定新規就農者制度や「農業担い手経営確立支援事業」等の活用による担い手の育成、農地の集積による規模拡大を進めるとともに、後継者や新規就農者、さらには女性農業者の確保、育成を推進してまいります。近年多発する自然災害などによる農家の所得減少を軽減するため、関係機関と連携した営農指導をきめ細やかに行うとともに、県と一体となって農業経営のセーフティネットとしての「収入保険制度」への加入促進に取り組んでまいります。

米については、日本農業新聞が毎年1月に取りまとめている流通業者に対する農畜産物トレンド調査において、販売のキーワードとして「安全・安心」が常に上位にランキングされていることから、今後とも化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する「特別栽培米」の作付を奨励し、併せ

てその取り組みと一体的に実施する地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い「環境保全型農業直接支払事業」や「GAP」の取り組みを支援してまいります。

園芸作物については、「夏すいか日本一」の産地として、良質の「すいか」を供給するため、関係機関と連携しながら技術指導に努め、経営規模の維持を図ってまいります。また、将来の農業を見据え、若者にとって魅力ある産業とするためロボットやAI、IoTなど先端技術を生かしたスマート農業に取り組む一方、近年急増している鳥獣被害に対しては、防護柵の設置促進や狩猟免許の取得支援を関係機関と連携しながら積極的に推進してまいります。

「そばの町」を標榜する当町において、これまで「来迎寺在来」の生産を推奨してきておりますが、混雑しやすい作物であることから、定期的に種子選別を行うなど、良質なそばの収量確保に向けて収穫態勢の拡充を図ってまいります。

農業生産の基盤である農地利用の最適化については、農地中間管理機構が行う事業の活用を推進し、農業委員会等と連携を図りながら、耕作放棄地や遊休農地の発生防止、解消に努める一方、農業経営の効率化、条件整備を図るため、現在施行されている県営土地改良事業の早期完成に協力してまいります。また、防災対策の観点から農業用のため池の適正な管理と改修、田んぼダムの検討を国、県と一体となって計画的に取り組んでまいります。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など、多面的な機能を有しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要であります。

このため、森林整備計画に基づき、合理的・計画的な森林施業の促進、森林資源の保全と総合的な利用に努めてまいります。また、みどり豊かな森林環境づくり推進事業の活用や緑の少年団活動への支援を通じて、森林の環境保全に対する重要性の啓発を図ります。

さらに、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図るため、新たな森林経営管理制度のもと、森林環境譲与税を財源とし、種々の事業実施に努めてまいります。

#### (7) 商工業の振興について

商工業を取り巻く状況は、全国的な傾向でもありますが、中心市街地の空洞化に伴ない、既存商店街の維持継続にすら苦慮している状況にあります。加えて、アフターコロナを見据えた新たな営業スタイルの構築が求められています。

当町の商業についても、人口減少と少子高齢化の進行に加え、近隣地域へのコンビニエンスストアや大型小売店舗の進出、消費者の生活行動圏の変化により、購買力が町外に流出し、商店数の減少など、一層厳しさを増しております。このため、地域商業の核となる町商工会と連携を図りながら、アフターコロナに向け商店個々の経営の近代化、サービスの向上などを促進し、地域商業の活性化に努めてまいります。また、町民の生活支援と町内における消費喚起を図り、町内経済の活性化を促進するため、14年目となるプレミアム商品券発行事業等を支援してまいります。

また、工業は、厳しい経営環境の中、労働力の確保も困難な状況にあるため、町商工会・金融機関と連携し、求人情報の周知強化や各種融資制度の周知と活用を図り、既存企業の体質強化を促進します。加えて、中小企業の設備投資を後押しする中小企業等経営強化法が施行され、当町でも同法に基づく「導入促進基本計画」を策定しておりますので、今後も引き続き計画に基づいた支援制度の活用を推進してまいります。

#### (8) 観光の振興について

新型コロナウイルス感染症の拡大前は、インバウンド客の増加などで一定の観光需要がありましたが、令和2年4月を皮切りに2度にわたる緊急事態宣言は、外出の自粛などで観光産業全体が

危機的な状況にあります。

このような中ではありますが、令和3年度には山形新幹線が停車し大石田町の玄関口である大石田駅都市施設をリニューアルし、また、自動車による集客につながる東北中央自動車道の整備促進、広域的な地域資源を活かした観光サービスの展開のため、山形連携中枢都市圏ビジョンとの連携など、アフターコロナに向けての対策を講じているところであり、今後とも関係機関、団体と連携しながら観光客の確保を図ってまいります。

また、通年通行が実現し4年目となる国道347号は宮城県北部からの来県ルートとして認知度が上がってきておりますので、広域的な観光組織と連携を図りながら、さらなる観光ルートづくりやイベントの開催、広域的なPR活動など、関係団体等と一体となった広域観光に努めてまいります。加えて、国、県をあげてインバウンドを推進しておりますので、地域おこし協力隊を活用しながら海外からの旅行者に対する「おもてなし」を充実してまいります。

交流人口の拡大については、新型コロナウイルス感染症の収束までは困難であると言わざるを得ません。これまでは仙山交流連携促進会議を核として村山地域の市町村と広域仙台都市圏市町村での交流を行っており、今後は、「やまがた冬割キャンペーン」をはじめ各自治体を実施する事業を活用しながら交流人口拡大を進めてまいります。

農林業の振興でもふれさせていただきましたが、生産拡大を目指す、そばの固有種である「来迎寺在来」は、香りの高さと独特の風味が群を抜いており、そば職人や全国のそば通からも高い支持を得て、全国的に知る人ぞ知る「そばの里」として県内外から多くの観光客が訪れております。今後も「そば」は当町にとって観光振興の重要なファクターでありますので、「新そばまつり」をはじめとする各種イベントや「大石田そば街道」の活動を積極的に支援して、総合産業である観光振興と地域経済の活性化につなげてまいります。

#### (9) 生活環境保全について

地域の良好な生活環境の保全に向けては、町衛生組織連合会と連携して、家電製品などの資源回収に取り組んでおりますが、年々、町民の方々の理解も深まり、回収量は増加傾向にあります。令和4年度も引き続き取り組みを進め、地域の環境美化運動とごみ減量化を図ってまいります。また、クリーンアップ大石田の実施を通じて、町民憲章に掲げる「水と緑の美しい町」の具現化を図り、身近な環境美化とともに公衆衛生規範の醸成を進めてまいります。

当町におけるごみの収集処理については、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合に担っていただいておりますが、処理にかかる費用の軽減と施設の延命化のためにも、町衛生組織連合会と連携して衛生ステーションの適正管理を図り、収集日や分別の徹底などを通してマナー向上に努めてまいります。

#### (10) 道路交通網の整備など建設関係事業について

東北中央自動車道東根～尾花沢間の整備状況については、村山本飯田ICから大石田村山ICまでの区間4.5キロメートルが1年前倒しする形で昨年12月に開通しております。残る部分は、令和4年中に開通が予定されている東根北ICから村山本飯田ICまでの区間となりました。開通時期については、当町特産品の出荷時期やイベントの開催時期に間に合わせるため、可能な限り早い時期に供用開始していただけるよう国に対し強く要望してまいります。

一般国道347号は、令和元年度から広域的災害時の物流や避難における重要物流道路の代替・補完路として指定されておりますので、災害時においても代替路として、また物流拠点への補完路として十分に機能が発揮できるよう整備強化について、国をはじめ山形県と宮城県に対して要望してまいります。



主要地方道大石田畑線については、雪崩対策工事が順調に進んでおりますが、今後は景観保全にも配慮しながら早期完成に向けた要望活動を行い、当町における産業、経済の発展と地域の活性化につなげてまいります。

町道については、地域住民に密着した道路でありますので、「安全で安心な道路空間」を確保するため社会資本整備総合交付金を引き続き活用して計画的に整備してまいります。

また、特別豪雪地域に指定されている当町においては、冬期間の安全な道路交通の確保は、快適な暮らしを実現するための最優先の課題でありますので、道路の除排雪については、自助、共助、公助の方針のもと、町と地域と町民の総力を結集して取り組んでまいります。

流雪溝の整備については、当町の克雪対策においての最も重要な施策でありますので、未整備地区については、何よりも安定した水源と流末の確保が重要なことから、町が主体となって国・県及び関係機関との調整を進めてまいります。

町営住宅については、既存公営住宅の長寿命化を図るため「公営住宅長寿命化計画」に基づき計画的に改修し、良好な居住環境の形成に努めてまいります。また、民間で運営している地域優良賃貸住宅については、特に配慮が必要な高齢者・障がい者・子育て世代等に対し、良好な住環境を提供するために、国の家賃対策を活用して家賃軽減制度を継続してまいります。

住宅リフォーム支援については、個人住宅の移住環境の質的な向上と住宅投資による地域経済の活性化に加えて、移住・定住の促進を図る上でも効果的であることから、継続して支援に取り組んでまいります。

最上川流域関連公共下水道事業については、県及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と連携を図り、施設の老朽化対策を行い、長寿命化を目指してまいります。また、公共下水道事業による整備が困難な地域については、合併処理浄化槽の整備促進を図るため、補助制度の周知を徹底してまいります。

次年度簡易水道事業については、施設の老朽化が顕著になっておりますので、計画的な改修に努め、安全・安心な水の安定供給を図ってまいります。

令和2年7月豪雨災害を契機として、最上川の河道掘削や堤防整備などを内容とする緊急治水対策プロジェクトが策定され、現在、国土交通省山形河川国道事務所と新庄河川事務所が中心となり、大江町から戸沢村までの区間において、総事務費656億円を投じて最上川流域治水事業が進められているところでありますので、今後の進捗状況を注視してまいります。

また、国、県と連携しながら令和4年度の完成を目指し、立地適正化計画及び都市計画マスタープランの更新作業を行っているところであり、災害に強いまちづくりの実現を図ってまいります。

#### (11)安全安心のまちづくりについて

令和3年度の火災発生は、5月にあった原野火災1件のみで、前年度の5件と比較して非常に少なかった年でありました。しかしながら、火災のみならず、水害などの災害はいつでも起こり得るものと想定し、日々の備えを怠らないことが肝要で、多発する自然災害から町民の生命と財産を守るには、消防団の体制強化が不可欠であります。令和4年度は、消防団員の報酬を改正するなど処遇改善を図りながら団員の確保に努め、消防力の維持、向上を目指してまいります。また、老朽化した小型消防ポンプの更新や防火水槽の改修を通して消防施設設備の充実を図ってまいります。

令和3年度、当町では交通死亡事故は発生しませんでした。引き続き、町民一人ひとりの交通安全に対する意識向上に努め、交通事故防止のため、尾花沢警察署をはじめとした関係機関・団体との連携を強化しながら、保育園、小学校、老人クラブ等における啓発機会を有効に活

用し、交通安全思想の普及啓発を推進してまいります。また、高齢者による自動車事故の全国的な多発傾向から、より需要が高まってきている免許証自主返納者に対するタクシー券の交付を今後も継続して実施してまいります。

#### (12) 教育文化の振興について

人口減少、少子高齢化の進行、急速な社会・経済のグローバル化と技術革新の進展等、社会が大きく変化する中にあって教育をめぐる課題は、一層多様化、複雑化しております。これら社会の変化に適応するのみならず、自ら自立して主体的に社会に関わり、新たな価値を創造し、より良い人生や社会を創ることができる人間を育成する必要があります。

学校教育の振興については、このように急激に変化する社会において、児童・生徒が自分の良さを発揮し、他者と支え合いながら、たくましく生き抜くことができるよう、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成に努めてまいります。併せて、地域とともにある信頼される学校づくりを推進してまいります。

このため、地域と学校が連携・協働し、地域全体で次代を担う子どもたちの成長を支えていくよう、町立小・中学校でのコミュニティ・スクール(学校運営協議会)と令和2年度から導入した地域と学校の一体的な活動の推進を図る地域学校協働本部の連携のもと、運営をより一層活性化をさせてまいります。

地域の実情に合わせた協働活動の総合化、ネットワーク化を推進していくとともに、地域共生と地域貢献の教育理念に基づき、「生き抜いていく力」(学力・人間力・社会力)を培いながら、小中一貫の系統性・連続性のある質の高い学校教育と学びが好きになる学校づくりに取り組んでまいります。

外国語教育については、令和2年度から、小学校5・6年生の英語が教科となり、小学校3・4年生が外国語活動として本格実施されました。国際化の急速な進展の中、異文化理解や異文化コミュニケーションの重要性がより高まり、これまで以上に国際共通語である英語によるコミュニケーションの能力の向上が不可欠となります。国際理解教育専門員の積極的な活用により、学校教育における外国語教育や国際理解力の向上を図ってまいります。

子どもたちの「確かな学力」を育成し、また、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育の実現を図るため、学びたくなる授業を展開することが必要であり、情報活用能力の向上が重要視されております。

一人1台の端末環境が整備された現在、児童生徒がICTを日常的なツールとして活用できるようにするため、タブレット等の機器をより効果的に活用した学習の充実に取り組んでまいります。

学校における働き方改革を踏まえて、学校及び教員のこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で教員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童、生徒に接する時間を十分確保するとともに、教員の人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、業務改善や勤務時間管理等、勤務環境の整備を一層充実させる必要があります。

このため、部活動について、部活動指導員を引き続き配置するとともに、部活動における適切な活動時間や休養日を設定し、成長期にある生徒のバランスの取れた生活の確保と部活動顧問の勤務負担の軽減に取り組んでまいります。

また、地域との連携においても、幅広い地域住民等の参画による地域学校協働本部の活動を通して、行事の精選を含めた教員の業務改善・勤務時間縮減への体制づくりに取り組んでまいります。

いじめが社会問題化している中、その対応は学校における重要課題の一つとなっております。

いじめの防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域・関係機関と連携を密にしながら、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等について、組織的に取り組んでまいります。

小学校の統合については、町の財政状況、当面の児童数の推移、複式学級に対する対応、地域の活性化事情等を勘案し、3校体制のなかで状況や推移を注視してまいりました。しかしながら、近年における出生数の減少に伴う今後の児童数の推移等を鑑みると、小学校の統合については早急に取り組む必要があると考え、先般の総合教育会議の中でも、統合の時期など当面の方針について協議を行ったところであります。それらを踏まえて、令和4年度は統合小学校の基本設計に着手してまいります。そして、学園運営委員会（コミュニティ・スクール）等における熟議などを多いに活用しながら、子ども第一を念頭に取り組んでまいります。

学校給食については、食中毒の防止のため衛生管理の徹底を図りながら、食物アレルギー等にも配慮し、安全な給食の提供に努めるとともに、児童・生徒の適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ってまいります。

また、地産地消の推進と地場産品の利用に努めながら、質の高い給食の提供に努めてまいります。

さらに、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣が身につくよう、学校と家庭が一体となった食育を推進してまいります。

今年度から、山形広域炊飯施設による米飯給食が始まります。提供品質の向上が期待されるなど、安全安心な米飯の提供をはじめとしてサービスの向上に努めてまいります。

生涯学習の振興については、地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、町民ニーズはこれまで以上に多様化、高度化しております。

このため、生涯学習推進の拠点となる大石田町交流センターの有効活用を図り、多くの町民が学ぶ楽しみと活動する喜びを共有できるよう、多様な学習機会と情報の提供に努めるとともに、魅力的で気軽に参加できるような自主企画事業を開催しながら、町民の生きがいづくりに取り組んでまいります。

また、町民大学地域学講座では、話題性や社会性に富んだ講座の開設に取り組み、町民の学ぶ意欲を喚起してまいります。

社会教育の振興については、活力ある町づくりの基本となる主体的な公民館活動の推進を図るため、役職員研修や公民館講座事業補助及び分館改修事業補助を通じて、公民館活動を支援してまいります。

また、次代を担う子どもたちを心豊かで健やかに育むうえで、安全、安心な放課後等の居場所づくりが求められている現状にあります。

このため、令和2年度に立ち上げた地域学校協働活動の中で、自然体験活動、ボランティア活動、その他の社会教育活動を模索し、地域住民の協力を得ながら、スポーツ、文化活動や交流活動等を展開してまいります。

さらに、令和3年度から始めた「大石田かるた大会」については、より一層工夫を重ね、未来につながる年中行事として町民に親しまれるよう取り組んでまいります。

文化の香り高い町づくりを推進するため、町芸術文化協会等と連携し、「町民一人1芸術文化活動」の普及、促進に取り組んでまいります。

知の拠点としての図書館については、幅広い分野の図書資料の収集やレファレンス機能の向上を図ってまいります。また、企画展示、イベントの充実等により、町民の知的活動を支えるとともに、幅広い世代の方々が交流できる賑わいの拠点となるように努めてまいります。

人生100年時代を迎え、読書は心のよりどころとして、ますます必要不可欠なものと言えます。これからの長い人生を輝きながら過ごすため、また、心豊かな人間形成のためにも情操教育の充実が唱えられております。

読書は、子どもの感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をよりよく生きる力を養うとともに、論理的な思考力を高め、自ら学び考える力を育てます。

このため、乳幼児からのブックスタートを皮切りに、読書に向き合う時間をつくり、習慣づくりを図るとともに、学校、家庭、ボランティア団体等との連携を密にしながら、子どもたちが読書に親しむことができるよう、読書環境の整備、充実に努めてまいります。

スポーツの振興については、一人一人がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組み、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことが不可欠であります。

このため、誰もが生涯を通してスポーツを楽しむことができるよう、活動機会の提供や環境の充実等、スポーツ活動の推進を図ります。

また、スポーツ協会やスポーツ推進委員会等と連携し、スポーツの必要性、重要性に関する啓発活動等を通して「町民一人1スポーツ」の普及に取り組んでまいります。

総合型地域スポーツクラブである「大石田スポーツクラブ」は、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割が期待されております。クラブが自主的、自律的に運営され、持続的に活動が続けられるよう支援に努めつつ、更なる飛躍を目指し、昨年度から地域おこし協力隊員をクラブの運営補助員として活用しております。東京の講師とオンラインで結んで実施した自力整体教室をはじめ、カーリング教室、秋のスポーツクラブフェスティバルを開催するなど、当町スポーツ界に新風を巻き起こすべく奮闘しております。

また、当町出身の選手が国際大会や全国大会等で活躍することは、町民に夢と希望を与え、スポーツへの関心を高めるとともに、町の活性化に寄与するものであります。このため、各種競技大会に出場する個人、団体に激励金を交付し、スポーツ振興と競技力向上を図ってまいります。

東京2020オリンピック、パラリンピック競技大会において、当町にも待望のオリンピック選手が誕生いたしました。今後も継続的に選手が輩出されるように活動の支援に努めてまいります。

歴史民俗資料館については、資料の整備と展示活動の充実に努めてまいります。また、町内にある文化遺産は、町民共有のかけがえのない財産でありますので、今後とも適切な保存及び活用に努めてまいります。

駒籠楯跡遺跡については、引き続き山形県と連携を図りながら、国庫補助事業による発掘調査等を実施してまいります。

4番といたしまして、令和4年度各会計の予算額及び提出議案について申し上げます。新型コロナウイルス感染症が収束していない状況下であり、また、限られた財源でありますので、感染症対策に配慮しつつ、事務事業は慎重に取舍選択しながら予算編成に取り組んできたところであります。その結果、今定例会に提出する一般会計予算は、歳入歳出それぞれ50億5,000万円で前年度当初予算と比較し、1億8,000万円、3.69%の増額となりました。

特別会計は、国民健康保険特別会計予算 7億9,000万円、次子簡易水道特別会計予算 785万円、農業集落排水事業特別会計予算 7,770万円、介護保険特別会計予算 9億6,170万円、後期高齢者医療特別会計予算 1億550万円となります。

本議会提出案件といたしましては、令和3年度各会計補正予算が6件、令和4年度各会計予算が6件、そのほか条例及び規約の制定が14件、指定管理者の指定が2件、人事案件が2件、全30案件ありますので、議員の皆様におかれましては、何卒ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

す。

1. 議長(大山二郎君)

暫時休憩いたします。再開は、午後1時再開いたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、提案理由の担当課長の補足説明を求めます。総務課長 高橋 慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

それでは私の方から、今定例会に提出いたしました30案件について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案3号から説明いたしますので、別紙、「一般会計補正予算(第7回)」をご覧ください。議案第3号になります。表紙をめくってください。「令和3年度大石田町一般会計補正予算(第7回)」歳入歳出それぞれ346万6,000円を追加し、65億213万7,000円とする。

歳入の主なものについてご説明いたします。歳入の1ページ、2ページをお開きください。1款町税になります、1款町税2,053万円の増額。

5ページ、6ページをお開きください。20款1項1目財政調整基金繰入金2,000万円の減額。一般財源の確保に伴い、取り崩しを減するものでございます。

同じく、14目減債基金繰入金3,200万円の増額。歳入の公債費に充当するため、取り崩して予算化を図るものです。

同じく、23款1項3目1節町道南通線道路改良事業債2,240万円の増。町道南通線の道路改良事業に充当する町債の増額でございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。歳入の3ページ、4ページになります。2款1項5目24節減債基金運用益金積立金3,200万円。臨時財政対策債償還基金費として交付される普通交付税の、普通交付税を減債基金に積み立てるための予算化でございます。

次に、公共施設整備基金運用益金積立金3,000万円。公共施設の補修の財源である公共施設整備基金に積み立てるため予算化するものでございます。

15、16ページをお開きください。8款2項4目12節委託料159万3,000円と、14節工事請負費3,246万1,000円は、町道南通線道路改良事業に対する増額補正となります。その他、第2表には6件の繰越明許費の設定、さらに、第3表には地方債の追加補正1件と変更5件が計上されております。

続きまして、別紙、議案第4号をご覧ください。議案第4号、表紙をおめくりください。「令和3年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)」歳入歳出それぞれ4,392万6,000円を追加し、総額を8億7,494万6,000円とする。

歳入の1ページ、2ページをお開きください。5款1項1目1節普通交付金4,000万円。歳出の補正増額に合わせて、県からの保険給付費等交付金を見込んだものになります。

続いて、歳出の1ページ、2ページになります。2款1項1目18節一般被保険者療養給付費負担金4,000万円。国保連合会に負担する医療費の増額補正となります。

続きまして、別紙、議案第5号をご覧ください。議案第5号、表紙をおめくりください。「令和3年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第2回)」歳入歳出それぞれ55万9,000円を追加し、総額を8,579万9,000円とする。予算額と実績、あとは決算見込み額の精査による補正となりますので、詳細は省略いたします。

続きまして、別紙、議案第6号をご覧ください。議案第6号、表紙をおめくりください。「令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5回)」歳入歳出それぞれ450万3,000円を減額し、総額を8,651万9,000円とする。給食特会と同様に、予算額と実績、あとは決算見込み額の精査による減額補正となりますので、詳細は省略いたします。

続きまして、別紙、第7号をご覧ください。議案第7号になります。表紙をおめくりください。「令和3年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第3回)」歳入歳出それぞれ1,284万2,000円を追加し、総額を9億6,247万1,000円とする。

歳入の1ページ、2ページをご覧ください。3款国庫支出金になります。9,324万円、ごめんなさい、932万4,000円の増をはじめといたしまして、増額補正については歳出の介護サービス費用の増額に対する財源措置としての補正となります。

歳出の1ページ、2ページをお願いいたします。2款1項3目18節施設介護サービス給付費負担金2,400万円。介護施設におけるサービス費の増額による補正になります。

続きまして、別紙、第8号をご覧ください。別紙じゃないな、議案第8号ですので別紙をお願いいたします。議案第8号、表紙の次のページです。「令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)」歳入歳出それぞれ133万9,000円を追加し、総額を9,542万円とする。これも、予算減額と決算見込み額の精査による補正となります。

続きまして、議案第9号から議案第14号議案までを説明させていただきますので、別冊、令和4年度大石田町予算書をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、目次になります。目次をご覧ください。議案第9号の「令和4年度大石田町一般会計予算」の他、5つの特別会計の当初予算を提出しておりますが、先ほど町長が述べた予算額の部分は繰り返しになりますので、省略させていただきます。簡潔に説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。議案第9号「令和4年度大石田町一般会計予算」第1条を省略、第2条、複数年にわたる債務の契約は、債務負担行為として予算に定める必要がありますので、6ページの第2表に調整して提案するものでございます。

1ページに戻ります。第3条になります。地方債を起すには、予算で定める必要がありますので、7ページの第3表に調整して提案するものとなります。第4条以下も省略いたします。

目次のページにお戻りください。表紙の次になります。特別会計の当初予算については、議案第10号から第14号までの5議案になります。なお、議案第11号「次年度簡易水道特別会計」と議案第12号「農業集落排水事業特別会計」には、地方債の設定も含まれておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案目録にお戻りください。議案第15号を説明いたします。議案目録の1ページです。議案第15号「大石田町障がいのある人もないひとと共に生きるまちづくり条例の制定について」なお、この議案書に間違いがありますので、別紙を議員の皆様方に配布しておりますので、差

し替えをお願いしたいと思います。改めて、議案第15号を説明いたします。障がい者差別解消法に基づいて、障がい者の権利、利益を侵害しないため、また、障がい者が安心して生活できる大石田町を構築するため、大要の基本理念を定めた条例制定の提案となります。

7ページをお願いいたします。議案第16号になります。議案第16号「大石田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」これまで町で行っていた情報不服審査会に係る業務を県に委託するためには、町の情報公開条例に規定されている審査会の部分を削る必要があるため、条例の一部改正を提案するものになります。

11ページをお願いいたします。議案第17号「大石田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」地方公務員法により、職員はサービスの宣誓をする必要がありますが、条例に定める宣誓書の様式は押印が必要とされているためその部分を削り、押印を不要にするため一部改正案の提案となります。

15ページをお開きください。議案第18号「大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」会計年度任用職員が育児休業を取得しやすくなるよう、条件を緩和する一部改正となっております。

19ページをお願いいたします。議案第19号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」非常勤特別職の地方公務員である消防団員の年額報酬の引き上げや、出動報酬を創設するなど、処遇改善を図るために条例を一部改正いたしたく提案するものでございます。

23ページをお願いいたします。議案第20号「大石田町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について」土地の先行取得を目的として積み立てている土地開発基金ですが、取り崩す場合の規定がなく、処分できないため、処分に関する条項を追加するための一部改正となります。

27ページをお願いいたします。議案第21号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」国民健康保険に加入している未就学児の均等割を減額するため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

33ページになります。議案第22号「大石田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

37ページをお願いいたします。議案第23号「大石田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

41ページをお願いします。議案第24号「大石田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

49ページをお願いいたします。議案第25号「大石田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、4つの議案については、介護保険法に規定されている介護サービスの基準は、厚生労働省令に基づいて地方自治体が条例で定めることになっております。このほど、厚生労働省令が改正され、基準の一部も改正されたことから、関連する基準条例の一部も改正が必要のため提案するものでございます。

53ページをお願いいたします。議案第26号「大石田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」道路管理者は、道路の占用に対して占用料を徴収することになりますが、

占用料の金額等は道路法施行令に合わせております。その施行令が改正になったことによる一部改正となります。

61ページをお願いいたします。議案第27号「大石田町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」消防団員に機能別団員を追加すること、あとは、支給する報酬の種別を改正するための一部改正となります。

65ページをお願いいたします。議案第28号「大石田町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について」地方公共団体の事務を山形県に委託するには、地方自治法に基づき規約を制定する必要があるため提案するものでございます。

69ページをお願いいたします。議案第29号「大石田町都市施設の指定管理者の指定について」地方自治法の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため議決を求めます。施設の名称 大石田町都市施設、施設管理者名称 株式会社大石田町地域振興公社。

次のページをお願いいたします。議案第30号「大石田町クロスカルチャープラザ『桂桜会館』の指定管理者の指定について」地方自治法の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため議決を求めます。施設の名称 大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」、指定管理者名称 一般社団法人大石田町シルバー人材センター。

以上の2つの議案については、引き続き同じ者を指定管理者に指定する内容となっております。指定管理者を指定する場合は、議会の議決を経る必要があるため、提出するものでございます。

次のページをお願いします。同意第1号「大石田町監査委員の選任について」次の者を大石田町監査委員に選任することについて、地方自治法の規定に同意を求めます。氏名 奥山英夫。地方自治法に基づき、大石田町監査委員に引き続き 奥山英夫氏を選任するため、同意を求めます。なお、現在3期目の任務に就いております。

次のページをお願いいたします。同意第2号「大石田町教育委員会教育長の任命について」次の者を大石田町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により同意を求めます。氏名 本多諭。地方教育行政法に基づき、大石田町教育委員会教育長に引き続き 本多諭氏を任命するための提案となります。現在1期目の任務に就いております。

以上、議案30件の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

次に、発議第1号について、提案者より提案理由の説明を求めます。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

それでは私から、発議第1号について説明させていただきます。「大石田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

提案理由としまして、議員活動と家庭生活の両立を支援策とし、欠席事由を整備するためとなります。また、押印見直しを図る中で、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるためです。また、デジタル化を図る目的から、ペーパーレス化を推進するため、タブレット導入を見据えデジタル機器の議場内持ち込みを可能にするよう改めるものであります。よろしくをお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)



この際、動議の提出をしたい考えであります。

1. 議長(大山二郎君)

ただ今、2番 今野雅信君から決議案提出の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。決議案提出の動議を日程に追加し、追加日程第1.として、議題とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

したがって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

決議書の案を配布します。【決議書案配付】

配布もれはありませんか。(議員:「なし。」)配布もれなしと認めます。

追加日程第1の前にですね、先ほどまで行われました提案理由の説明に関して、令和4年度町長施政要旨並びに上程議案についての提案理由の説明、及び担当課長の補足説明、発議第1号についての提案理由の説明を終わらせていただきます。それに続いて、今の追加日程第1をこれから行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

追加日程第1. 発議第2号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」を議題といたします。本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

それでは、発議第2号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」について説明いたします。

提案理由としまして、ロシアの行動は明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲法の重大な違反であります。力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない重大な事態であるため、決議するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

次に、決議書を議会事務局長に朗読させます。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議」

2月24日、ロシアは世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしている。

ロシア軍の侵略により多くの人々が住み慣れた地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなど罪のない民間人にも被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害する行為は、明らかに国際法、国連憲章に違反している。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないもので、断じて看過できない。

よって、大石田町議会は、ロシアのウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。

以上、決議します。

令和4年3月3日 山形県大石田町議会。

1. 議長(大山二郎君)

議案の審議を行います。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないよう

でありますので、質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

ただちに、採決に入ります。発議第2号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。発議第2号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、発議第2号「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議」は、原案のとおり決しました。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。ご苦労様でした。

散会 午後 1 時 25 分

## 第5日目 令和4年3月7日(月) 本会議 午前10時 開議

### 1. 議長(大山二郎君)

お早うございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際報告いたします。去る、3月3日に広報常任委員会を開催し、空席になっている副委員長について協議されました。その結果、2番 今野雅信君が互選されましたので、大石田町議会運営基準第117条の規定に基づき報告いたします。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。議案の審議を行います。日程第1. 議案第3号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 今野雅信君。

### 1. 2番(今野雅信君)

それでは、議案第3号「一般会計補正予算」の5ページ目ぐらいですかね、繰越明許費です。一番下の10教育費、小学校費、教育振興費としまして162万9,000円が繰り越されるということで、タブレットの充電器が不足、又は業者からの手配が遅れていて来年度に繰り越すというお話を聞きました。そういったコロナ禍の中ですけど、GIGAスクール構想が前倒しされて、来年度いろいろな問題点出たと思います。そういった問題点、どのようなものがあつたのかお聞かせ願えればと思います。

もう一点、歳出の5、6ページ、2款1項16目新型コロナウイルス感染症対応事業費172万3,000円の減ということで、18節127万3,000円の減ということで、今年度もコロナによっていろいろなイベントや事業が中止されたり、縮小されたりということが余儀なくされました。こういった補助、助成はそういった団体や地域活性化に本当に大切な費用で、本当に助かったものだと思います。ただ、やっぱり100%使われて意味のあるものじゃないかなと思うのですが、このへん、減になった原因を町長はどのように捉えているのかお聞かせ下さい。以上、2点お願いします。

### 1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

### 1. 教育長(本多諭君)

最初のGIGAスクールを行つての問題点ということでございましたけれども、やっぱり4年間でやる予定が本当に1年間でグツときたわけですね。去年、今年度と。それで、やっぱりなかなか機材の調達がなかなか追いつかなかつたという点は一点挙げられると思います。全国一斉になつたものですから。

あともう一つは、やっぱり進める体制の整備が若干やっぱり、初めてのことでありましたので難しかったという点があります。

三点目としては、やっぱり家庭環境、家庭環境の把握、あとは状況等の対する対応の仕方、これあたりも学校現場としてはやっぱり今までにないことでありましたので、そのへんもちょっと難しかった点があると。

四点目として、教師が、得意な人はいますけどもなかなかやっぱりそこにずっと入つていけない教師もやっぱりいる。その教師の研修というか、その点が問題点として4つ挙げられると思います。それへの対応としては、やはりGIGAスクール、つまりICT教育の推進委員会というのを立ち上げまして、各学校と連携して視聴覚教育センターからも入つていただいて、そうやってどのような形で進めていくのがベストかということ、他市町村の例も加えながら町としても進めてきたところでございます。まだまだ十分に家庭でのオンライン授業とまではいっておりません。これは事実でございますが、まだ全国でいっても半分いってはいないと思います。でも、できるだけ、まだコロ

ナも収まりませんので、そういった環境を学校と連携しながらできるだけ進めていけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

新型コロナウイルス感染対象、まあ、感染防止策、いろんな地方交付税をいただきましたけれども、その中で、どうしても予定していた人数よりも少ない部分、まさしくこのへんは予定した数より少ない、レビュー事業っていうとやっぱり比較してですから、今回の蔓延防止等とか様々な部分でかなり人数も制限された中で動きも少なかったということもあります。

あとはこれからも、例えばクーポン券の余分な分とかもいくらかは出ます。やっぱり満額使うというのが最高にいいことですが、期限も決まっていますので来年度中に全てやらなければいけないということで、そのへんは社会情勢がなかなか動きが悪かったということもありまして、そういったことが生じてしまったのかなと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

GIGAスクール構想を前倒しされたということで、やっぱりなかなか行き届かない部分もあったのかなと思います。そういった中でも、今やっぱりリモートワークだったりリモート授業、その持ち帰りの中でも長期休業中だったり、感染症に侵されてしまって授業が、学校に通えなくなったというような場面が今後やっぱり出てくることが予想されます。なかなか見通し立たないのかもしれないですけど、そういったリモートで授業することを今後どのくらいの時期にできればいいかなんて思っているところありましたらお知らせください。

補助及び交付金、こちらもなかなかやっぱ100%使っていただくのは一番良いことだと思うんですが、社会情勢によって使えない部分も多い、できなかったことも多かったということです。来年度も多分コロナの影響が引き続き続く中、こういったことを中心にコロナ対策を今後していく見通しなのか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

それでは、GIGAスクールのこれからの進捗状況をこれからどの程度ということですが、まず持ち帰りについては4つの学校全て実施をしております。あと、それが授業と、的なようなものとしてできるにはまだちょっと時間がかかるかなと。あとは、長期休業中なんかは、現在充電器まだ入ってはおりませんが、あれいちいちいち、学校で充電する分には十分、1日使う分くらいあるんですけど、長期休業中あたりはそこを外して、それを持ち帰るということは可能になるかと思っております。

そういった中で、いつ頃授業ができるかって言われるとちょっと今いつとは確定はできませんけども、今もう持ち帰りはやっていますので、あとは試してできるかどうかということになりますので、新年度少し落ち着いてからになるかなというふうに思います。連休明けあたりにはそれができるようになればいいのかなというふうに私の中では考えているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

新年度からももちろん十分この対応をしなければいけないということで、ずっと基本的には同じですけども、真に困っているということがまず第一。そして、あとはそろそろアフターコロナへ向けて更なる飛躍ができるような、そういった事業になればなと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

それでは、三つお願いします。

まず、歳入の6ページ、22款のかるたの売捌収入のことにです。雑入。多分500セットぐらい作ってこれだけ結局売れなくて、少なくなってしまったということなんでしょうけども、これから結構テレビでも宣伝してるようだしね、売れる見込みあんのかどうか、そのへんのとこまず一つ。

それからその下です。23款の町債についてですけども、南通りの町債の枠で2,200万円ぐらい今回あってですね、それから繰越しの方でも5,700万円、約8,000万円ぐらいかけて、今年できなかったから来年度ということになるんでしょうけども。全協の時に聞いたらですね、目標にしているところの4分の1ぐらいしかできないようだというふうな話だったんですけども、あの工法ってやっぱり同じような工法で、やはりまた同じようにパイプを通してやっていくんだらうか。それとも、ブルトーザーで掃うような形にしたら簡単にできるんじゃないかなと思うんだけど、そのへんのところどうでしょうかということですよ。

あともう一つ、歳出の方ですけどね、歳出の4ページです。下から2段目の需用費、消耗品の22万円の減っていうやつです。ブック通帳の話でしたけども、信金あたりから寄附貰ったからということで少なくなって良かったんですけど、先日の話を聞いたら、全体で109セットぐらいしかできてないとか言ってましたですよ。小学校、中学校だけ考えてもちょっとあまりにも少なすぎるんじゃないかっていう気がするんですけども。どうしてこんな人気がないのかなと。まあ、自分も作って楽しんでるんですけども。そのへんは、町長なり教育長なりどのように考えてますかね。子どもたちだけで500ぐらいなってもおかしくないような気がするんですけども、お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

んじゃ、かるたについてお答えいたします。まずもって、私は絶対このかるたは群馬県の上毛かるたよりも劣らない、まあ、上にいくとは言いませんけどもそれに匹敵するものが出来上がってるというふうに思っております。一気にバーっと売れるかっていったらそうではないかもしれません。必ずやこれは火がついてくるというふうに思っております。その火をつけるのは何か、それは今までやってきたようにかるた大会を行った子どもたちに、毎年1年生には必ずあげます。そのためには、毎年これから持っておかなきゃいけないですよ。いちいち印刷できませんので。売るだけじゃなくてそれも踏まえています。あとは、やっぱりいろんな町内、あるいは各商店あたりでも置いてもらうということが大事なかもしれません。そういった工夫をしながら販売が促進できるように努めてまいりたい。それが子どもたちの、なんでしょ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思うにも繋がっていくのではないかと考えております。かるたについては以上です。

読書通帳についてですけども、多大なセレモニーを行ってやったわけですが、今子どもたちだけ入れると400人ぐらいなるのではないかと考えてますが、強制はしておりません。つまり、これをしなさいというふうにはしておりません。ですから、少しずつそれは啓蒙して行って、通帳を作り

たいという気持ちにさせたいというふうに思うんですね。簡単なんですよ、「はい、作りなさい。」つて言うのは。そうはちょっとしたくないっていう思いがあつて、それを今待っているところです。ですから、そういった話の啓蒙しながらどんどん増やしていきたい。まだ私も実は作っていないので、すぐ作るようにしたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木 太 君。

1. 建設課長(鈴木太君)

町道南通り線でございますが、ご存知のとおり、今大変ボロボロな状態になっております。先ほど小玉議員から、今の工法じゃなくて、ユニット式じゃなくてドーザーで除雪したらどうだというふうな質問ですが、これをするると確かに工事費は安くてできるというふうなことになりますが、何分、押すところがないというふうなことで、ドーザーで押つけると段々と道幅も狭くなって、排雪しなければならぬと。それだと、かえってまた単価が、除雪費がかかるというふうなことで、今のところ道路で、ユニット方式で消す以外にはないというふうなことで、同じ工法で下の方にユニットを敷いて、地下水の温かみで車道で消すといった工法で計画しております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

じゃまず、ブック手帳、通帳のことについてまずお伺いします。これあれですか、新庄信用金庫さんがスポンサーみたいな形になって、何セットぐらいくれたんでしょうかね。(大山議長:「北郡信用組合。」)北郡信用金庫。んで、まあそれは、あれには銀行の宣伝とかそういうのは載っていないのかな。よく見てないけど。すいません。んで、そうすつとね、さっき強制はしてないんだっていう話だったけども、何だろうな、そんなに問題のあるようなものでもないんじゃないかと思うんだけど。割と楽しいもんだしね。是非、子どもらがなんで作らないのか、俺かえって分からないぐらいなんだけども。是非、別にこれで思想統制するわけでもないでしょうから、そのへんのところ考えてみてもらいたいと思います。

それから、南通りのそのことですが、また今回で4分の1ぐらいっていうことは、これから4年ぐらいかからなければあそこきちんとならないっていうことだと思うのよね。造ってる間にまた片っ端から壊れていくような感じがしないでもないんだけど。元々強固に、丈夫に、あんなガタガタならないようなことっていうのはどのように考えたらいいんでしょうかね、あれ。お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

やっぱり、まだまだ強制したくないという思いの中にあつても、ただ、やっぱり紹介はするべきだというふうに思いますので、子どもたちの方にも改めてまたこの読書通帳の面白さとか楽しさとか良さを是非紹介をして、学校と連携を取りながら、それは進めてまいりたいというふうに思います。あと、一般の方々についても、是非読書通帳の面白さ、良さをですね、やっぱりもつともつ啓蒙をして、私も含めて皆さんも、町の一般の方々もたくさん通帳を持っていただけるように進めてまいりたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木 太 君。

1. 建設課長(鈴木太君)

先ほどの質問ですが、壊れないような工法というふうなことでありますが、やはりどうしても温かみでコンクリートをまき立てするわけですが、ユニットを、伸縮するわけです。それで、どうしてもヒビが入って、そこから水が入って割れるといったような状態でありますので、やはり年数経つと今のような状態になってくるというふうに思われます。やはり今の町道の方も何十年ともってますので、やはり修理しながらもたせていきたいというふうに思っております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

そうすると、今の南通りの工事ですけど、これから4回に分けてやってからざるを得ないというくらいになってくるのかな。完成するまでね、金がいっぱい入ってくればいいんでしょうけど、今回できんのは4分の1ぐらいだって話ですので、是非町長に頑張ってもらって、倍ぐらいのお金を貰ってきてもらってですね、なるべく早くあそこ完成してもらわないと。大型トラックを通さないようにするとかなんか、そんなことできないもんかどうか、まず一つ。

それから、あと最後にですけど、通帳の話ですけどね、先日俺、なんか山形私立図書館のものを借りてもらったらそれでもちゃんとなるんですよ、あれ。なんか不思議だなと思いながら見てましたけども。教育長が心配してんのは、やはりなんかそれで、例えば子どもらは関係ないにしても僕ら大人の思想の問題について支障があるかもしれないというのでやはり少し躊躇してるところもあんのかな。そのへんで最後です。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

思想等を心配してるわけではございません。紹介をして、自ら欲しいなという、そういった気持ちを持って通帳を持ってもらいたい。なんか、「はい、教育委員会から、はい、これ作れって置いてきました。」っていう形にはしたくないというのが心情でございます。学校現場にいたものとして。でも、紹介は進めて良さをアピールしていきたい、それは続けてまいります。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木 太 君。

1. 建設課長(鈴木太君)

先ほども、予算がつけば、大体全体で当初2億円をみておりました。工事なんかもあがっておりますので、もう少ししかかってくるのかなと思いますが、やはり補助事業等、なんかメニューがあれば、そして、社総交(社会資本総合交付金)などもつけば早期に完成できるというふうになっておりますので、そのへん探ってまいりたいと、今後探ってまいりたいというふうに思ってます。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

南通り、本当にデコデコで、副町長が初めて大石田に来たときに、「何でこんなに道路が悪いんだ。」というふうなことで、まさしく代議士さんあたりとかにも、ドーザーがガンガン歩いて道路が悪くなっている。凍上災ではなく、ドーザー災、除雪災みたいな形のものを造りながら社総交(社会資本総合交付金)でもそういったところを見てもらうような形に進めていただきたいというような要望等をして、これからもずっとずっとそういったことは話ながら、新しい形、新しい特別交付税の在り方なども強く言っていきたいと思っております。

あと、読書通帳も私本当に、本当にやりたい事業で、今のところはすごく普及率が低いということでもありますけども、例えばブックスタートで一番初めに貰った本から、何十年経ってその通帳を見ると、「子どもの時、私はこういったものを親から読んでもらったんだな。」とか、そういった記録簿としても大変素晴らしいものかなと思いますので、そのへんからもしっかりと進めながら町民、子どもからやっぱり大人まで、あと、私たち同じ人の作者の本を読んでいると同じもの借りたりたまにします。そういった間違いも直るのかなと個人的には思ってますし、是非そこは進めていければなと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、担当課の説明を受けて、踏まえた上で町長にお伺いしたいと思います。二点です。

歳入1、2ページです。15款1項4目3節です。歴史民俗資料館の入館料4万円の減ということろです。当初予算28万円をみていたところ4万円程度の減、当然コロナの環境により影響を受けたというふうなところかと思えます。それでも、昨年よりも昨年度実績が16万9,000円、ちょっと回復しているなというふうな感を持っているところです。以前から課題に上がっていた駐車場問題も、元のいこいの家の敷地を利用することで新たに駐車場看板も造っていただき、その効果はあったのかなというふうに思うところです。ただ、碎石のままの元いこいの家の跡地を駐車場として使ってるが故に、冬期に雪を押しせない。今雪を積まれた状態で、駐車場として機能していない。見方を変えれば、例えばわざわざ来館者が来たときに、「駐車場看板見ただげんとん、車停めろどごないで。」っていうふうに捉えられかねません。なので、当然予算がかかることですぐどうこうというふうなものではないですが、先々を考えれば、大雨時、雨上がり、洪水時に水が溢れないような、当然施工を施した上で、アスファルト化、舗装化というものを考えていかなければならないのかなというふうに思いますが、町長の考えをその点お伺いします。

二点目です。歳入3、4ページ、次のページになります。16款1項3目1節衛生費国庫負担金215万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金です。これに関連して、いわゆるコロナウイルスワクチンに関しては国からの手立てがしっかりなってます。んで、今回役場敷地の南側駐車場、いつもであれば予算が底を付き、雪山を何ともすることもない、できない状況を、今回ワクチン接種の会場の駐車場を確保のためという大義名分で、国からの手当てで綺麗に排雪することができました。もちろん今あったとおり、ワクチン接種会場の駐車場確保という正論があるのですが、この件だけはちょっと正直助かったなっていうふうなところがあるのかなと思えますが、そのへん町長どうお考えか、この二点お伺いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

歴史民俗資料館の駐車場の件に関しては前にも話した、全く同じとおりでと思います。あそこの近辺の住人は本当に大雨の時あそこがアスファルトになったら大変なことになると、本当に大変心配しているところでもありますので、そのへんもちゃんと解消できるような形をやっぱり考えながら、そういった整備はできるのであればやっていきたいというふうに思います。

除雪関係ですけども、元々本当に、今回2月の21日からコロナウイルス三回目接種するということで、雪降る前からもうそこはしっかり溜めて、それでしっかり頼むというふうなことをお願いしてたんですけども、あまりにも多くて、その前にちょっと前段で何回かやってしまいましたけども、そうい



った、上手くそういったコロナの交付金なども使えるものは使って、上手く町の財政を負担かからないような形に進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それではまず、歴史民俗資料館の駐車場の問題、今あったとおり、決して簡単な問題ではないというふうなは重々前から存じております。ただ、現在の工法で、例えばメッシュ工法とか、様々、いわゆる浸透排水できる工法も様々あるので、これは勉強してって、どういったものがヒットするか。予算的なものもあると当然思いますので、考えていただいて。せっかくあれだけの敷地、旧大石田保育園敷地も含めてかなりのスペースはあるので、是非これを有効活用して、本音としては歴史民俗資料館の来館者を増やしたい、冬期間でも来ていただきたいというのが本音ですので、そのへん、予算とかやり方とかを考えながら今後検討していただきたいというのが本音でございます。

また、コロナワクチンの接種会場用の駐車場確保の排雪、これ実は今町長からあったとおり、通常のやり回し、雪のやり回しじゃなくて、後ろに持ってくと自前でさんなね、こっちゃ持ってぐどお国の手当てでできる、それを踏まえた上で、現場では難儀しながらやったのを私は見ておりますので、今後ともそういったいろいろな、ワクチンに限らず、国の手当て、県の手当てっていうものを見ながら、随時検証しながら進めていかなければならないというふうに思います。を踏まえて、町長、再度答弁をお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

言うとおりでございまして、思ってることとまさしく同じです。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

私も二点ほどお伺いしたいと思います。

第一点は、2款1項7目12節温泉施設費の委託料、これ経営コンサルティング業務委託料105万円ですが、これがカットになっております。それで、今までに何年か経営コンサルタントとしてお願いしておったわけですが、これが、実績が出たから値上げになったのか、そこらちょっとお伺いしたいと思います。第一点。

それから第二点は、3款の、あ、んね、8ページの緊急通報支援業務委託料、これがどれぐらいの実績がある関係者がおるのか。そして、また、利用の方は実際にどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。この二点。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

私からは、2款1項7目温泉施設費の12節委託料についてお答えさせていただきます。先の全員協議会の席でも説明させていただいたとおり、こちらのコンサルティング業務委託料105万6,000円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象でございますので、先に行われました6月の補正の際に16目の新型コロナウイルス感染症対応事業の委託料と

して皆さまにご可決いただきましたので、今回減額するということでご説明させていただいております。よろしくご理解をお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鋏 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鋏誠君)

緊急通報システムであります。今回減額させていただいたものにつきましては、転出したりお亡くなりになった方がいた分ということで減額をさせていただきました。すいません、人数につきましては今ちょっと手持ちありませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

9番 齋 藤 公 一 君。

1. 9番(齋藤公一君)

そうすると、ちょっとそこら理解できないんですけども、経営コンサルタント、それは今までどおり、んだらお願いするということになんのかな。そういうふうになんの。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

今あったとおり、7目からは落として16目で予算措置をしております。ですので、今年度、令和3年度におきましては、現在もコンサルタント業務委託しております。来年度につきましては、まもなく説明させていただきます来年度の当初予算の方でも説明させていただきますが、予算化をお願いしているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございますか。1番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

歳出の11ページ、12ページになります。6款1項4目18節にあります新規就農者定住促進支援事業補助金ということで、今回減額ということなんですけども、全員協議会の方の説明では、当初3名分を予定しておりましたが、継続でやってらっしゃる2名分になりましたということでした。そして、令和3年度はですね、新規就農者0ということでお伺いしておりますけども、やはり大石田町に関しましては、こちらの新規就農者を増やしていくことが定住、移住促進に関しては大きくなっていくのかなというふうに考えておりますけども、今後、来年度0でしたということなので、新規の方、今後ですね、増やしていくためにどうしたら良いのか、町としてのお考えありましたらお聞かせいただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

いろいろ、尾花沢市さんあたりだとかなり農業ではじめから協力隊さんあたりの呼び込みなどしながら進めてますし、当町でも本当は農業関係、スポーツ関係で来てもらって就農してもらおうというふうな予定もずっと組んでますけども、なかなかそこが進んでいないというのはたぶん発信の仕方、あるいは農業の経営体といたしまして、大石田町は稲作とすいかでありますので、米をいきなりするというのはなかなか難しいというふうなことは正直あると思っておりますし、あとは、後継者としての新規就農者なども増えてますので、そのへんと合わせながら進めていくべきなのかなと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

実際、この新規就農者の補助金を利用してですね、新しく農業に就かれた方のお話、他の地域なんですけども、聞きますと、やっぱり作物によりますが、作物が実際にできて売れないとですね、収入0という。で、生活がかなり苦しい、余裕がないというふうなお話も聞いたりします。収入ない、作物が実際にできて売れるまで収入がないんですが、やっぱり税金払わなきゃいけないものは払わなきゃいけなかったりとか、経済的な負担がかなり大きくて、新しく始めたくてもハードルがやはりちょっと今高い状況もあるようなんですが、そういった面ですね、こういった補助金の他にですね、更に若干でも経済的なですね、新規就農をしよう、したいと考えている方の経済的な負担を減らすような何か施策等というのは難しいものでしょうか。そのへんお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

町費を生でやるっていうのはなかなか難しいと思いますけれども、研修などと併せてそういった形を作るとか、それから、広げていくっていうのが一番良いかと思えますし、そういった窓口っていうのはやっぱりこちらの方で準備しながら可能なところに、研修しながら自分の部分やも増やしていくという形が個人的にはいいのかなと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

歳入で3、4ページ、上の方で16款2項2目2節社会福祉費補助金の、あ、違う、その下、児童福祉費補助金で、保育士等処遇改善臨時特例交付金109万9,000円っていうのが出てまして、これが同じく歳出の方でも同額出ております。中身は、放課後児童クラブとか保育士さんの処遇改善ということで、9,000円アップということでございました。何年か前から国の方も、保育士さんたちの処遇改善しないと子育て支援にもならないんじゃないかっていうことでやっておりますけども、こういった流れの中、当町でもですね、何かできないのかなと思います。そのへんの処遇改善について考え方ありましたら教えていただければと思います。

歳出3、4ページ、2款1項6目16節新型コロナウイルス感染症対応事業費、先ほど今野議員の方からも出て減額なっておりますが、コロナウイルスの蔓延に関して事業を中止するというふうなことは、各団体とか単会に任せられているのかなとは思いますが、一方、町の方でもどういうふうに考えてるかっていうのはやはり町民の多く気になってるところであります。例えば、12月議会後にあっつまりで懇親会、ちょっと蔓延が納まったところでありましたんで、議会と執行部でやることに関して町民からは、「ああいうふうにやっぱり議会の方でやっていただくと、我々も非常にやりやすいんだ。」というような言い方も聞くわけであります。そういった、これなんかを基に考えてみるとですね、ある程度町側で今はこういう状態だっていうのを適宜、適切に町民に発信していぐごどもやっぱり必要なかなと思いますけど、そういった蔓延防止と経済を回すっていうようなことに関してどのような考えを持ってらっしゃるか教えていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

保育士処遇改善でありますけれども、ご存知のとおり、民間と公立の差をやっぴり埋めようという趣旨がありますので、そこはしっかりと、もちろん民間の方に足すというふうなことでありますので、その他に町で、例えばそこにプラスっていうのは多分あり得ないと思いますので、そのへんは国の、あるいは県の動向を見ながら進めなければと思います。

あと、コロナですけれども、今の状況でやっぱり、例えばここにいる方々が一斉に飲食をして一斉に罹ったといたら、もうとんでもないやっぴりニュースになると思います。やっぱり、そのへんは見極めながら進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

保護者にすればですね、保育園の先生が退職なされたとかっていうのは結構ショックなものがあるので、是非ですね、処遇が悪いから退職したっていうことないようにですね、何らかの形で私は寄り添っていただければなというふうに思うわけでありまして。そのへんの考えをもう一回お聞かせいただければと思います。

あと、今定例会後、またあつたまりの売上アップにも貢献しようっていうことで企画なされてるわけです。これからの判断でっていうことでありますし、あと、3月、4月になれば歓送迎会なども例年ですとやるころなのかなというふうに思います。そういったところで、やはりその町側は何した、例えば中止だっとなったら、やっぱり多くの町民もそれに倣うと思いますし、現在の状況、毎日当町から何人か出てたりもして頻度としては多いのかなとも思う一方、オミクロンはただの風邪みだいなもんだっていうごどもありますし、なかなか私のような素人では判断の難しいところがあるんですが、今後の歓送迎会を踏まえた上でもう一度考え方をお聞かせいただければなというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

保育士の関係は、そういった急に辞めるとかないどがってももちろん具体的にちょっと分からないんですけども、もちろん継続してもらえるものなら継続しながら進めていくのが一番いいのかなと思いますけども、個人のやっぱり状況によって辞めざるを得ないとか、そういった部分はなかなか難しいのかなと思いますし、あとは、まずもってやっぱり3回目の接種をしていただきながら重症化を防ぐということをまず第一にしなが、回せるものなら本当に回したいです。

なかなか率先して執行部と議員さんが飲食をするというのは今の状況ではなかなか厳しいのかなと思いますし、新しい生活様式でやるといっても、やったといっても、結局その後にもしかして感染者が出たとなるとこれほど大変なことはないと思いますので、ちょっと見守っていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

県の指針ではですね、一つのテーブルに4人までならいい、あとは、一つの部屋に何人集ってもいい、ほんでどんどんやってくれというような言い方も、ふうにも聞こえるわけです。その上で最後に町長に聞きますけど、定例会後の懇親会はなしっていうごどでよろしいでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

それは議会の方で決めることですので、ちょっと私どもは「やる。」といえは行きますけれども、議会の方でそこは決めていただきたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第3号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認めます。全員賛成と認めます。

よって、議案第3号「令和3年度大石田町一般会計補正予算(第7回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2. 議案第4号より、日程第6. 議案第8号まで、以上5件を一括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

5号、給食の歳出、1款1項1目事業費の10節需用費などに関連しまして、2月の2週か3週ぐらいに給食が4日間停止というようなことがありました。保健所の指導だったのか、どういった判断だったのか、そのへんの中身等ですね、4日間休んだことに関して、例えばお母さんたちが急に給食作んなきゃ、弁当作んなきゃなんなくなったということに関して、その後いろいろ話とかお伺いもしてるのかなと思います。そのへんの状況を教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

給食センターを停止したのは事実でございます。これ、やっぱり口に入るものでもありますので、そういった関係が発生した場合には、これはできないというふうな判断をいたしました。他県でもそういう事例があって、そちらの方も停止をしていたという事例がございました。んで、給食の方、急に弁当になってしまったわけですけども、急な連絡になってしまったんですが、私のところに、教育委員会に保護者から苦情があったということはありませんでした。ただ、中でちょっといろいろあったかもしれません。急な判断になってしまったので。ただ、こういうコロナの状況でしたので、そこは迅速な対応をちょっと取らせていただいたところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

保健所から言われてやめたわけじゃないってことですか。あと、終わった後に消毒なんかの状況はどうなってますか。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

あの、保健所との連携を取りながらということでございます。あと、消毒は毎日やっておりますの

で、消毒の方は大丈夫でございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

給食を出すっていう判断はならなかった、やっぱり止めなきゃなんなくて止めだっという理解でよろしいんですか。なるべく出したかったけどいろいろ考え方あったんですけど、そのへんの判断の重要なところ、どうして決めたのか教えていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

当然、その関係者にコロナウイルスの感染症が発生した場合に、当然、保健所等々の指導も取りながら、それから、給食センター並びに教育委員会、あるいは総務課の方とも話をして、んで、これは止めるという方向の判断をしたところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第4号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第4号「令和3年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第5号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第5号「令和3年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第6号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第6号「令和3年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第7号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第7号「令和3年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第8号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第8号「令和3年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7. 議案第15号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

この理念的なことに対しては大賛成でありますけども、一つ聞いておきたいところなんですけど、先日、新庄市で手話を、いわゆる手話を言語条例みたいな形でやって、例えば市長とか会見のときに手話通訳を立ててるなんてことありますけども、大石田でもそういうことをこれから考えていくつもりでこういう条例を考えるんでしょうかね。そのへんのところお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

福祉のつどいとかは、ご存知のとおり、もちろん手話通訳もしながらやっていますし、常々やっぱりいろんな会議の場でやるかっていうとまだ、これはまだちょっと先なのかと思いますけども、このへんも十分研究しながら、やらなければいけない部分はございましたらそういった対応をできればと思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

もっとも、これからいろいろ中継するんでしょうから大石田の人だけってことは言えないんですけども、大石田にどれくらいろうあ者がいるかは分かりませんが、是非町長の会見の時ぐらいはちゃんとそれを通訳できるような人がいないと難しい問題でしょうけども、是非検討してもらいたいと思います。是非先進的な福祉の町としてお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

答弁よろしいですか。(小玉議員:「はい。」)他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第15号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第15号「大石田町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8. 議案第16号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第16号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第16号「大石田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、原

案のとおり可決されました。

次に、日程第9. 議案第17号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。4番 岡崎 英和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

担当課の説明ですと、今まで押印する必要があったところが改正になりましたというふうなことでした。今、日本国内、あらゆる局面で印鑑の取り扱いというもの、今動いている時期でございます。んで、その一環としての動き出しかなというふうに感じておりましたし、そういった説明でした。ただ、これを推し進めるに、あくまで氷山の一角も一角、もうすさまじいほどの書類、条例を今後整理していかなければならないというふうな説明もありました。これを踏まえて、やっぱり適宜、状況を見ながら指揮命令を出し、順次、世の中に沿った改正が求められると思いますが、町長、意気込みをお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、この今回の押印廃止も含めて、全ての部分をももちろん網羅しながら進めていかなければいけないし、実際今進めているところであります。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第17号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第17号「大石田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時10分再開いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。休憩前に引き続き、議案の審議を行います。

日程第10. 議案第18号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。



これより、議案第18号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第18号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第18号「大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11. 議案第19号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第19号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第19号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12. 議案第20号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第20号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第20号「大石田町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13. 議案第21号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番  
小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

ちょっと、んじゃ確認させていただきます。全協の中で説明を聞いたときにですね、これに実際どれぐらいの方がっていうふうな話をしたときに、約30人ぐらいであるという話がありました。んで、今回その2分の1、その均等割を減額した場合に、減額した分、考えてみると60万円ぐらいしかないわけですけどね。そのお金っていうのは国からくるのかな。それとも、町独自でするんでしょうか。今までいろいろ30%、50%、70%割引とかいろいろな減額があったと思うけど、その減額したお金っていうのは今まで町で出していたのかなっていう気がするんですけど、ちょっと認識不足かもしれませんけども、ちょっと説明お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

来年度から行われますこちらの減額については、国、県、町の方で対応ということで、町が全てではないですが補助制度もございます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第21号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第21号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14. 議案第22号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第22号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第22号「大石田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15. 議案第23号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番  
小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

前の22号から同じような、25号まで同じような形で、まあ、質問したいと思いますが、今回見るとですね、結局プラスになったところっていうのが見ると、利用者の人権の擁護と虐待の防止っていうことが大きく書かれてあると思うんですよ。これは今までの条例になかったんでしょから、それだけこういう問題が多いということでこれ改正されることになったのかな。そのへんのところの説明をお願いします。これは多分、25号まで一緒のような形になってますけども、お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鋏 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鋏誠君)

そうです。22から25まで同じような条項が該当しております。昨今の状況を加味してであるとは思いますが、ただ、うちの方でこういった事業があるかというところとございませぬが、全国的にはこういった条項が必要だということで追加になったものと思われま。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませぬか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第22号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第23号「大石田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16. 議案第24号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第24号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第24号「大石田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17. 議案第25号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第25号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第25号「大石田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18. 議案第26号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第26号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第26号「大石田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19. 議案第27号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番  
今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

この度、機能別団員というものを特別に設け、「町長が別に定めるところにより特定の任務に従事する団員とする」ということで新たに創設するわけですが、町長としてどういったことを期待して、何名程度、初年度は人員配置する見込みなのか、今の時点でお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

明日の一般質問にあるようですけれども、前にも説明したとおり、消防署OB、あとは消防団員OBなどを対象にして、具体的な人数についてはまだはっきりとは言えませんけれども、大災害時の状況に陥った時にそのへんはお願いしなければいけないというような考えでありますけれども、具体的にまだ、消防団幹部と話しながら進めていきたいと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

新たに創設される団員になるわけですが、こちらは、指揮系統は町長からの直轄ということなんですかね。消防団員からの指示は受けない、町長からの指示で動くということによろしいんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

私からお答えします。基本的には本部付になりますので、あくまで消防団の構成員として町長はトップにいますが、消防団長の配下の下、任務に就いていただくことになります。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

消防団長の指揮下ということですが、消防団長より偉いOBが結構いらっしゃると思うので、そのへんの指揮系統をきっちりとしていかないと情報が乱れる恐れがあるので、そのへんの対策をしっかりとっていかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

それはちゃんとした序列の下、物事は進むと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございますか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第27号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第27号「大石田町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20. 議案第28号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第28号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第28号「大石田町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21. 議案第29号及び日程第22. 議案第30号を一括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第29号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第29号「大石田駅都市施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第30号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第30号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第30号「大石田町クロスカルチャープラザ『桂桜会館』の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23. 同意第1号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論であります、人事に関する案件でありますのでこれを省略いたします。

これより、同意第1号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。同意第1号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、同意第1号「大石田町監査委員の選任について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24. 同意第2号を議題といたします。本多教育長の退席を求めます。【教育長退場】ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論であります、人事に関する案件でありますので、これを省略いたします。

これより、同意第2号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。同意第2号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、同意第2号「大石田町教育委員会教育長の任命について」は、原案のとおり可決されました。教育長の除席を取り消します。【教育長入場】

次に、日程第25. 発議第1号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。発議第1号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、発議第1号「大石田町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26. 予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。議案第9号

から、議案第14号までの6議案については、議長を除く8人で構成する予算特別委員会を設置し、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議長を除く8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、関係議案の審査をすることに決定いたしました。

日程第27. 予算の特別委員会付託であります。ただ今、設置されました予算特別委員会に、議案第9号から議案第14号まで、以上6件を一括して付託の上、審査していただくことにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号まで、以上6件は「予算特別委員会」に審査付託することに決定いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。ご苦労様でした。

散会 午前 11 時 35 分

## 第6日目 令和4年3月8日(火) 本会議 午前10時 開議

### 1. 議長(大山二郎君)

お早うございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、傍聴者の方に申し上げます。議場の中で録音、あるいは写真撮影は許可しておりませんので、よろしく願いいたします。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

日程第1. 町政一般に関する質問を行います。先に通告を受けており、発言の順序も決めておりますので、その順序により発言を許します。6番 小 玉 勇 君。

### 1. 質問者(小玉勇君)

お早うございます。

それでは、通告にしたがって質問させていただきます。今回ちょっと欲張って4つもありますので、時間の配分がちょっと面倒かなと思っております。

まず、質問を始める前にですね、今回一般質問の常連客であった遠藤議員が亡くなったことは本当に残念だなと思っております。彼のことについてはいろいろ、当選してから付き合いしてきましたけどですね、考えてみると1回も一般質問休んだことがないということをおね、彼に倣ってですね、自分も頑張っていかなきゃいけないかなと思っております。恥を忍んで今日はやっております。よろしく願います。

まずですね、コロナウイルスです。COVID-19禍の中、生命と生活をどう両立させていくかということです。今回、2月の21日に自分もワクチンの3回目やりましたけど、いわゆる交互接種でした。副反応のことは、町の方ではどんなふうに理解してるのかということです。

それから、まあ、これからこのコロナも収束して普通の生活に戻っていくことになるんだろうと思っておりますけども、そのときに、まあ、それであってもね、ウイルスが無くなるわけではないので共生しながら生きていかなきゃなんないわけですけども。国や県の他に町独自でなんかサポートするようなものがないかということです。

次、まあ、奇しくもなんですけども、今日、不祥事事件の裁判について書いてありますけども、今日判決が出らしくてですね、まさか今日自分の一般質問と重なるとは考えてなかったんですが、これもなんかの縁かなと思っております。これからどうやっていったらいいんだろうかっていうことをね、町の方に聞いてみたいと思っております。第一審で結審することはないでしょうから、お互いにいろんなことあってですね、これから控訴していかなきゃなんなくなる。そんなときに、その裁判の費用っていうのは新たに、弁護士さんに新たに払うのかどうか、そのへんのところを聞いてみたいということです。

それから最後にですね、この裁判が最終的に結審した場合に、それでも町、それから相手側も納得しないことだってある。それでもやはり従っていかなきゃなんないわけなんです。その場合、町はその後どういうふうに考えてるかっていうことです。

3番目、今日はメガソーラーの、なんか反対の人たちが来てくれてるそうなんです、このへんをちょっと質問したいと思っております。かれこれ5年も経ってしまってると思うんですけど、あれからいったいどうなっているんだろうかっていうこと。もう、ちやほや、ちらほらですね、変な話も聞こえてくるようなこともあるので、町はそのへんのところをどんなふうに考えてんのかなっていうことを聞いてみたいと思っております。

4番目、教育長にです。4月から今度教科担任になるっていうことなんですけども、実際問題とし

て大石田の小学校、3つの学校でどのようにやっていくのかを具体的に話を聞いてみたい。これによってその利点、それからマイナス面もあるんでしょから、そのへんのことについて質問したいと思います。答弁を聞いてからもまた再質問させていただきます。よろしくお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

お早うございます。

はじめに、ワクチンの交互相種につきましては、昨年12月17日には予防接種実施規則の一部を改正する省令が施行され、薬事承認を受けたモデルナ社ワクチンも予防接種法のワクチンに位置付けられたことから、交互相種が可能となりました。

追加接種に使用するワクチンについては、諸外国の取り組みや有効性・安全性に係る科学的見地を踏まえ、1回目・2回目に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAを用いることが適切とされたものです。

副反応は、独立行政法人 医療品医療機器総合機構の審査報告書によりますと、1回目・2回目のワクチン接種時と概ね同程度であり、重大な懸念は認められないとのことであり、まずは、ワクチン接種により重症化や後遺症のリスクを避けることが重要であるとの認識のもと、3回目のワクチン接種を推進してまいります。

次に、「ウイルスとの共生を考えて、国や県の施策以上の町単独事業は考えられないのか。」との質問ですが、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか依然として不透明であります。町民の暮らしはしっかりと支えていかなければなりません。これまでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、プレミア率を15%から30%に引き上げ、おいしいだエール券を発行するなど、経済と生活の支援を図ってきたところであります。議員は、交付金に町費をさらに上乗せして事業を実施すべきとのご意見ですが、職種や世代、家庭環境に応じて幅広く支援を行うことが望ましいとは考えますが、それには、潤沢な自主財源が必要となりますので、当町の財政事情を考慮し、まずは真に困っている人に適切な支援を行うことを優先に町費を配分したいと考えております。

次に、裁判についてでありますけども、控訴する場合は、訴訟費用として申立ての手続きに要する手数料等と、弁護士費用としての着手金が必要となります。金額については、手数料が民事訴訟費用等に関する法律に規定されているとおりですが、着手金については、山形県弁護士会報酬規程に定める標準報酬が基本となるものの、弁護士との合意書によって確定します。なお、控訴に要する財源については、被告からの違約金を見込んでおります。

次に、どこまで戦い抜くのかとの質問ですが、当町の訴えは、相手側と交わした工事請負契約の違約金条項に基づき、違約金の支払いを求めているものであり、あくまで妥当なものと考えておりますが、仮に当方の主張が認められなかった場合は、判決文の内容を十分に精査した上で、対応を検討したいと考えております。当然、そのときは弁護士ともよく相談し、アドバイスを頂戴することにもなりますし、議員の皆さんともよく話し合うことも重要なことと認識しております。

また、控訴するとしても単に不服だからでは裁判所が応じてくれないことも予想されますので、短期間ではあります。しっかりと判決の中身を精査し、様々な意見を参考にした上で判断してまいります。

次に、メガソーラーについてであります。次年度子地内で進められている大規模太陽光発電施設の開発事業にかかる取り扱いの経過から申し上げます。令和元年8月、事業者から町に対して県



条例に基づく環境影響評価方法書の送付があり、9月には同条例に基づき県知事からの町の意見提出を求められました。町では、それに対する意見書を取りまとめるため、専門家で構成する審査会を開催し、さらに各課からの意見などを踏まえ、11月に知事に対して意見書を提出しております。令和2年2月には、知事から事業者に対し「調査、予測及び評価の手法の記載が不十分であることから、山形県環境影響評価条例第11条に定める、改めて定める方法書に記載すること」など、18項目にわたる意見が送致され、再度、事業者に対し方法書の提出を要求しましたが、未だ提出はされていない状況にあります。

昨年9月には、「これまでの事業者から事業譲渡を検討している」とする第三者が来庁した際、事業譲渡に関する経過などを聴取いたしました。その後、事業者は、時を置かず現地確認を行ったと聞き及んでおります。

今後も、法令や県条例の定めに基づいて適正な事務を執行する観点から、権限の及ぶ範囲内での情報収集を行ってまいります。また、動向を注視しながら、必要に応じて、議会、町民の皆さまのご意見も拝聴し、慎重に判断するよう心がけてまいりますので、ご理解をお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

それでは私から、小学校の教科担任制についてお答え申し上げます。小玉議員のご指摘のとおり、令和4年度から外国語、理科、算数、体育の4教科を優先して専科指導の対象とすることが示されました。教科担任制の目的は4つあります。授業の質の向上、それから小中学校間の円滑な接続、3つ目が多面的な児童理解、そして、4つ目が教師の負担軽減、働き方改革の視点です。以上、4点が挙げられます。

教科担任制の形としては、授業交換型、追加型、連携型、TT型の4つが考えられ、どのように進めていくかについては、学校規模(学級数)や地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえた上で、効果的な指導體制の在り方を検討していく必要があります。ただし、この教科担任制を進めるにあたり一番の問題は、専科として新たに教員が配置されるのか、どのような専科が配置されるのかということです。専科の教員配置は、町独自でできるものではありません。形態によっては、当該教科の専科指導の専門性という担保方策や、専門性を有する人材確保方策と併せて、教科担任制の導入に必要な教職員定数の確保が課題となります。専科指導加配がいただけるのか、国は体制が整備されるのは4年後としておりますが、県とも連携して、適切な情報や資料を各学校に提供していく計画です。

各小学校においては、教科担任制は専科指導ではなくとも少なからず実施しております。これまでも、具体例をあげますと、授業交換型による体育と家庭科と音楽、そして、教頭等による理科、あるいは書写、外国語については、学級担任と国際理解教育専門員のTT型を行っております。今後とも、その年の教員の構成、まもなく人事異動もありますけれども、学級担任の配置に合わせてより効果的な指導體制の構築を行ってまいります。

問題点としては、児童の実態の把握や教育課程の弾力的運用の難しさ、時間割調整の複雑さ等が考えられますが、学級担任制及び教科担任制のメリット・デメリット、これがございますので、児童にとってより良い学びが保障されるよう、配慮していきたいと考えております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

それでは、順番にやっていきます。コロナの問題については、別に町にね、避難すること何もありませんで、よろしくお願ひしたいっていうだけの話なんですけど、せっかくだのでね、これからの予定、65歳以上、以下、それから、あとは子どもたちのあるでしょうから、そのへんのところ分かったらですね、スケジュールを話してもらえませんか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

それでは私の方から、ワクチン接種の日程等々についてご説明いたします。現在、65歳以上の高齢者を対象にワクチン接種が行われております。こちらにつきましては、2月21日から行いまして、3月19日で完了する見込みでございます。その後、4月に入りまして4月4日から64歳以下を対象に3回目のワクチン接種を行います。こちらの終了予定が5月14日、5月中旬には終わる予定でございます。さらに、5歳から11歳の子どもたちのワクチン接種につきましては、今、医師会と調整中でございますが、3月中に、今月中にワクチン50人分、100回分が入る予定になってございますので、まず第一回目としまして3月28日、2回目を4月1日、これにつきましては50人、まず限定でございます。こちらの方で、5歳から11歳の子どもを対象に行います。それ以降につきましては、ワクチンの供給の確認をしながら医師会と協議をして、5歳から11歳のワクチン接種、2回接種必要でございますので、そちらの方を今後協議をしていきたいというふうに考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

昨日たまたま虹のプラザで行ったらですね、そうだな、月曜日だったからやってるんだなと思ってましたけども、本当に町の職員、それからスタッフ、お医者さんたちもね、看護師さんたちも大変だなと思って見ております。いずれにしても早くね、ワクチン終わしてもらって、安心して生活できるようにしたいものだなと思っております。前回、先月の、あ、今月の21日僕は第3回目として、いわゆる交互接種というものをやりました。覚悟はしておりましたけど、やはり前回の2回目よりもね、半日ぐらい長くやっぱり反応があったなという気がします。2日間寝ておまして、結構大変だったな、それだけ俺には効いたのかなと。他の人聞くと全然何も感じない人もいますよ。やはり、異物が入ったんだから反応したので、体もちゃんと分かっているんだらうなと思ひまして。まず、この話はいいですけど。本当にね、町も大変だらうと思ひますけど早くやってもらってですね、特に子どもたち今多いので、是非今50人分っていう話なりましたけども、なるべくね、いっぱい、反応も大変なこともあるよだけども、昨日あたりのテレビだと子どもたちがほとんど反応がないような話をしておりましたので。その後で、感染していろんな症状が出ることを考えれば、ある程度の反応は覚悟してやっぱりやっていたかなきゃいけないんだらうなと思ひております。

このことについて、もう一つの、その、町自体でなんかできませんかっていう話なんだけども、先日の月曜日あたりの話だったかな、今これは社協さんでやってんのかもしれませんけども、レインボーボックスの話がありましたですよ。んで、その中に、まあ、今回はまだあんまり使用者がいらないけども、感染した人、又は濃厚接触者になったために買い物行けないような人のためにはね。利用されているっていう町長の答えがありました。ちらっと読んでたら、その分は社協さんの方で手数料を払うなんてことを書いてあったんですよ。そういうふうのを是非、まあ、社協の方っていうのは町からいってんだらうと思うから町では関わってるんだと思ひますけども、是非こういうのを少し大がかりに、町がやりますよぐらいなことをやってもいいんじゃないかっていう気がするん

ですよ。大したお金じゃないかもしれませんがね、1回500円ぐらいなものですけども。このことについて、本当はもっともっといっぱいっていう、んでもここに書いてあるとおりに金があるわけじゃないですし、そのへんのところ、先ほど言ったレインボーボックスの手数料の問題なんかについては、町長どんなふうに考えますかね。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

レインボーボックスについては、いきいき元気事業で今年度やっている事業でありまして、それがスタートして、始まり、これからは独自でやっていけるような事業にしていただければと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

最初のそのね、支度金として30万円ぐらい出してんのは知っております。この手数料っていうのは、やっぱり利用した人個人が払うんでしょから、社協さんが特別な、例えば濃厚接触者の分を払うなんて言ってるぐらいだからそのへんのところも考えてもらってもいいのかな。これは答えなくてもいいです。これから考えてください。まずワクチンの方はさっさと終わしてもらって、早くね、副町長が2年前に来る前の状態に早く戻ってもらいたいなと思っております。

2年前の、たまたま議会だより見たらですね、副町長さんの挨拶がありまして、あのころちょうど今回問題になった裁判の問題と、それからコロナの問題と大変な状態ですっていう話でした。でも、この大変なものを乗り越えればね、大きく変わることができるっていう話載っておりますね、あれから2年経って偶然同じような問題なんですけども、是非ね、変わってもらいたいもんだと思っております。

次にいきます。期しくも今日判決が出る、何時ごろ出んのか分かりませんが。この答弁書見るとですね、もし控訴するなんてなった場合に、その裁判所に出すお金っていうのは大したことないのは分かってんだけど、確か一審で100万円ぐらいでしたよね。今度、高裁となれば仙台なりどっかに行くんでしょけど、裁判は、金の方はいいんだけど、弁護士さんに払う着手金っていうのは第一審とまた別の問題なんですかね。まずそれをお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

控訴するにあたっては、今議員もおっしゃった訴訟費用と弁護士費用、着手金、新たに発生してまいります。控訴する場合にも、もちろん着手金が必要になるということなんですけれども、そのへんすぐ弁護士の方に聞いたら、「分かりません。いくら分かりません。」というご返事でございました。県の弁護士会で決めているやつは基本なんですけども、必ずそれに沿った形ではなくてお互いに合意を結んだところで着手金が決まるというふうな説明を受けたところです。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

第一審のときだけでも、話聞いたときには、確か裁判所に100万円ぐらいで、弁護士費用として着手金が約900万円ぐらいだったような気がするんですけど。もしかすると、同じようにかかる可能性

もあるってことですよね。ここに、「控訴に要する財源については、被告からの違約金を見込んでおる」まあ、貰えれば全然損しなくて済むわけだけでも。いずれにしても、んでも立て替えておかなきゃいけないわけだからまた1,000万円ぐらいのお金が必要かなという、これはまだ、今日の判決見てからでなきゃ分かりませんがね、大変なお金だなと思っております。

あと、この、どこまで戦うかって、まあ、変な質問したんだけど、これ当然のことなんだけども、結局は最後までいっても両者とも納得しなくてもね、やはり判決が確定してしまうってということあるわけですから。そうしたときに、人の名前出すの申し訳ないけど、前副町長あたりにどういうふうにするんだろうかっていう問題なんですよ。自分の考えなんですけども、別に彼を訴えろとかそういう意味じゃなくてね、自分の考えとしてはね、せつかくの、彼なんか何十年も役場に勤めてていろいろ知識もあるわけだから、今のままで世の中に出てこれない状態でいますよね、正直。まあ、会ってないから分かりませんがね。早くフリーになってですね、町のためにもなんでもいいからいろいろ貢献してもらいたいなってというのが僕の考えなんです。もし払うものがあるなら払ってもらって。んで、綺麗になってね、ほいで働いてもらいたいなというような考えがあるので。これも、だとこれから何年もずっと彼はいつまでもなにか、いつ自分訴えられるのかなとかいろいろ考えなきゃいけないと思うんですよ。死刑囚は殺人の人よりもっと罪が重いって、なんていうのかな、精神的に残酷だっていう話もあるけども。是非、そんなふう考えてるんですよ。町の方ではどう、こんなこと答えられないでしょうけど。損害がなければ損害賠償はしないってことですかね、副町長さんに対して、ああ、前の副町長さんに対して。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

全ては今日の判決の内容によりますので、そこを見てからの、精査しながら検討していきたいと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

町長として変なことは言えないからね、やっぱり当たり前の話、申し訳ない話なんだけども。例えばね、全額、こんな例えばの変な話だけでも、全額貰った場合にですね、まあ、おかしな話だけど、前副町長は自分をね、犠牲にして町に金をとってくれたなんていうふうにもし考えられたらね、全く、かえって町は得したな、彼が悪者なただけで済んだみたいなもんでね。そうした場合に、これは損害も何もなくて彼の罪はないっていうふうに、前に町長そんな話をしましたよね。なければ、どのぐらいの損害があるか分かりませんので何もできませんって話してたけども、金銭的に何もなければ彼の罪は町は問わないっていうふうに考えてしまうのだろうか。まあ、これは答えられないでしょうけども。自分はやはり関係なく、やはりある程度やって、全額貰ったにしてもよ、やはり罪は罪で綺麗になってもらいたいというふうに思うわけですよ。

ちょっと話反れっけども、お釈迦様の弟子にね、話がちょっと飛んでしまうけども、とんでもない悪いやつがいたんですよ。それで、人を殺して指切ってね、それで、その指を首飾りにしてぶら下げてるという、「アングリマーラ」っていう人がいたんだそうなんです。その人は結局、お釈迦様に敬して最後は綺麗な人間になるんだけど。そのときに、お釈迦様が言うんだよ、「今まで悪いことしたのはおたく分かってんだけど、今から綺麗になればそれでいいんだ。」と。そんなふうに俺も横山さんには願いたいよね。是非、彼の力を、なんだっていいじゃん、今回いこいの会あん

だけど、いこの会の弁当配送でもなんでもいいからやってもらいたいなんて思うわけですよね。そういうふうにして彼を、なんていうの、埋もらせずに、是非最後まで町で活躍してもらいたいなど思っているわけです。そのへんのことについて一言だけお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今回の裁判に関しては、あくまで違約金の訴訟ですので、この内容にやっぱり全てが、どういう判断するかで多分判決文には書いてあると思いますので、そこを見ながら進めていくということでもあります。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

いずれにしても、この今日の判決が出れば多分町側で我々議会の方にいろいろ提案してどうしますかとかあるんでしょうから、賛成・反対なりあるんでしょうから。いずれにしてもね、早くこんな問題決着してね、終わらしたいなというふうに考えております。この問題はこれで終わりにします。

次、どうでしょうかね、まず教育長の方からいこうかな。今日は傍聴席がメガソーラーの人のいるので、最後にそっちやってみたいと思います。

んで、教科担任の話ですけども、来年度、国は950人ぐらい先生を増やして、それで、2025年までは3,800人ぐらいまで増やすという話書いてありましたけども、実際問題としてこの教育長の答弁になると、来年大石田に本当にこれが実施されるかどうか分からないということですかね。まずお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

現在の段階で大石田町に専科の教科担任が入るということは聞いておりません。(小玉議員：「0。」)0です、はい。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

0っていうことは、何、今までどおりしか何もできないっていうことになんのかな。そうですかね。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

今までどおりというか、再度、その教科担任制の意義をもう一度各学校で見直してですね、それが4つの教科に導入されるっていうことが4年度からあるわけですので、そこで、各学校でできる範囲の中でその担任制のメリットを活かした教員配置をしていくというふうこれから検討するところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まずちょっと疑問に思ったんだけど、まず来年はできないかもしれないっていう話ですが、まず

ちょっと教育長に聞きたいです。やはり、この4教科をわざわざ特定したっていうのは意味があるんでしょうね。ここに入ってこない国語とか社会とか。

あともう一つ、教科担任っていった場合に、例えば理科とか算数かな、これ小学校は算数ですね、そういう先生っていうのはどういう、なんていうの、教育学部なり理学部なり、理科なら、数学なら英学部の数学科とかなんかそういう特別ななんか過程を取っておかないとなれないっていう意味ですかね。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

おっしゃるとおりです。専科で指導する場合には、その資格がなければこれは教師としてはできません。それで、小学校ですから、その、例えばですね、今大石田町の小学校に勤務している教員たちの中でも中学校の免許を持つてるのいっぱいいます。その中で、理科を持っていたり、英語を持っている教員もいます。つまり、小学校に勤めているけれどもですよ、そういった方たちを活かしていけるということも考えられるわけです。私も保健体育でした。小学校に勤めていましたけれども。私は、んだと5、6年の体育はもてるという、専科としてできると。まあ、優秀な教員ではなかったですけども。つまり、そういった形で専科的なことはもうできる、学校の中でできると。ただ、4つ全てで完璧にできるかという、その教員の配置によってはそれが上手くいかない場合もある。それを整えるのが、国ではあと4年後と、今おっしゃったように25年というような形を出しているのだと思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まあ、大石田の場合なんかだと、そのエイミーさんっていう人がいるので英語なんかはね、ここにいうTTっていうのはどういう意味、ティーチャーとんたかかっていう意味なの、これ。どういう意味ですか、このTTって。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

きちっとした担任、教科担任がいて、教科担任っていうか学級担任がいて、そこに一緒になってやるっていう意味です。二人で教えるという意味です。(小玉議員:「これはティーチャーのTかい。」)そうです、はい。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

実際問題として、自分の小学校時代を考えればね、音楽んときなんかは関係ない女の先生が来てくれたりとかね、多分やってたと思いますので、ある意味そういうこともいうのかなと思いました。それから、新聞読んでたら、英語とか数学、理科はいいとして、体育の場合、定年なってからも働く人がいて体力的にどうのこうのだからなんて書いてあるけど、どういう意味ですかね。60過ぎて、これどういうふうに考えたらいいのかお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

あのですね、60過ぎた人が全て体育を教えられないっていうことではございません。それはやっぱり人によります、当然、これは。60過ぎてもバリバリの女性教員もいますしね。ですから、その、なんていうんでしょう、ただ、どうしても一般的に体育っていうとやっぱり男性が教えているというイメージがあるわけですよ。だと、家庭科は、例えば女性とか、今までのイメージだと。だから、5、6年の体育を私がもつから、家庭科はあなたが持ってくださいと。そういうふうな教科担任制、学校内、それが一応教科担任制になるわけですので、それは今までもやってきているので全く新しくというわけではこれないんですね。そういう形が4つほどありますので、それをどうやっていっていかっていくというのはその地域の実情に応じてと。

あと、クラスとか学区が多くて、どうしても加配が欲しい、教員の加配が欲しいというのがさっきおっしゃったような、今、国で何年、4年後には3,000何人というのを配置するということなんですね。ですから、今後大石田町でも是非希望したいと、専科の教員をね。それは手を挙げて、来るか来ないかはこれ分からないんです。んでも、希望するということは可能ですので、そのへんも各学校と連携をとって要望していきたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

そうすると、4年後でも、その4のうち3.5万ぐらいしかなんて書いてありましたけど、だから、いずれそうすると大石田町でも完全に、なんていうの、教科担任に移行できることになると思っていいんでしょうかね。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

あの、今やってるのも教科担任制っていうんですね、もちろん。その体育を、5、6年の体育を私がもって、家庭科は誰かがもって、それも一つの教科担任制なわけでありまして。ただ、この専科の加配が入ってくるという形ができてくるのが5年後になるのではないかと。だから、全てがそうなるとは、今のところ私の口からははっきりとは申し上げられません。ただ、これ先ほど申し上げましたメリットということで、専門性をとにかく子どもたちにと、あとは小中連携という意味では、中学校の教師が小学校の授業を受けもつっていう例もあるんですね。これ離れてればできませんけども。そういった形の教科担任、連携型といいますけども、そういったことも将来的にはやっぱり、いろんな方法を選択する余裕が出てくるのではないかとというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

新聞に書いてあるのを見ますとね、プラスの面は今先生が言ったよう、ああ、教育長が言ったみたいなお話なんだけど、マイナス面としてやはり子ども、個人に目が届かなくなる可能性があるっていうふうなことが書いてありました。そのへんのことについてと、あともう一つ最後に、この4教科に漏れたのは、漏れてるのはいったいどういうふうに理解すんのかな。国語なんかはあんまり力いらないうって意味なんだろう。その2つだけお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

## 1. 教育長(本多諭君)

まずもって、教科担任制のデメリットという形で一般的にまず言われているのが、実態を把握しにくい。つまり、小学校の学級担任っていうのは全てを見ているわけですよ、朝から晩まで。逆に言ったら、それが弊害だという意見もあるわけなんです。子どもが抜けられないという。んでも、教科担任になるといろんな教師からもしかしたら習うことができる、中学校と同じように。そうすると、多面的な見方ができると、教科担任だと。つまり、いろんな教師が子どもたちのいろんな側面を見ることができて、一人の教師が見るこの視点を変えることができるという、そこは、私中学校はそういう点で大変良さがあるというふうに思います。教科担任制っていうのは。

ただ、実態が把握しやすい、あるいは教育課程ですね、教育課程の中で小学校の今まで、例えばですよ、ここは、今日国語はちょっと、もうちょっとしたいから国語を2時間にしちゃって、そして明日ちょっとできなかった算数を回しましょうなんて自由に、今まではある意味自由に校長の許可を得てできるわけです。その柔軟な教育課程ができるんですが、教科担任制になるとそれができなくなりますね。そういったのが良いか悪いかは別にして、そういったこれまでの日本がやってきた学級担任制度、これ低学年なんかは教科担任ちょっと難しいと思います、やっぱり。全ての面からみるために。だから、5、6年の高学年っていう形になってるんだと思います。

そういった面を考えると、もう一つは専科教員が、やっぱりさっきおっしゃったように資格がないとできませんから、それを探するのが難しい。だったらもう、小学校に今までの人がそういうふうな形、学校の中でした方がかえって効果があるという場合もあるんですよ。そのへんを見極めたいということでございます。

あと、もう一点何でしたっけ。すいません。2点目は。(小玉議員:「国語はなんで。」)おそらくですね、理由はちょっと私も把握してませんが、この4つっていうのは、算数っていうのはおそらく今算数が凄く中学校とのね、系統性が大事なものだということだと思います。系統性が大事なものについては、やっぱり教科担任の方、専門的な方がいいのではないかと。つまり、小学校で習ったものが中学校に直結しますよね。他のは直結しないっていうわけではないんですけども。あと、体育とか音楽とかはやっぱり専門性がすごく高いと。そういったところを、あと英語もですね、そこがあるのではないのかなというふうに思います。ですから、優先してということは、やがて全教科に広がっていく可能性があるのではないかと思います。

## 1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

## 1. 質問者(小玉勇君)

是非ね、授業の質の向上も考えてですね、やはり教育長は先生を経験しているので話がよく見えますので、是非いい方向に進んでもらいたいと思います。

最後に、メガソーラーの話です。今回の、今日の答弁で俺初めて第三者が来庁したっていう話聞いたんですが、全然僕ら知りませんでしてね、そんな話だったのか、なんか変な人が来たりしたんですよ、僕のところにね。これ、答弁を見て、やっぱりそんなふうな話があるんだべなど。で、この第三者っていうのは、来てどんな話をしたかっていうのは、これ答えられますか。例えば、業者の変更をすとかなんかっていうそんな話はあったんでしょうかね。確か、今まで最初ユニバーシーとかいう名前から、まず名前次が変わって、もうあんまり2回目変わってますよね。んで、今度第三者って、今度3回目になるような話だけでも、どんなふうな話を言いに来たんでしょうかね、この第三者っていうのは。それ言っても大丈夫ですか。どういう業者であるとか、名前とか。

## 1. 議長(大山二郎君)



まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

9月1日の日に来町されまして、町長さんにお話がしたいということで私も同席させていただきましてお話を伺ったところです。内容としましては、今議員がおっしゃられた、今現在の事業者であるユニバージーさんから事業の譲渡を受けた、受ける計画で今お話を進めていますよということで、新たな事業を会社の方に譲ることができるかどうかを今、要は計画しているということでお話を伺いました。町としてはお話を伺って、そこでどうこうという判断はこちらではできませんので、これまでの経過など、一般的にここに、先ほど答弁させていただいた内容などをお伝えしまして、更に地質等がすごく危険性がある土地なのでということで、そんなことを追加説明させていただいて情報交換したところでございます。事業者名については民間会社でございますので、この場ではちょっとお控えさせていただきたいと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

以前、やっぱりこのような質問をしたときにですね、例えば産廃の埋め立てにするとかいう話なんていう質問したときにね、多分その前の横山副町長だったと思うけども、そういう場合は業務が変わる、業者が変わるわけだから、改めて申請しなければできませんよっていう答えをもらったと思うんです。そのとおりだと思うんだけども。もうこの話が出て5年ぐらいなと思うんですよね。それで、これから見ると環境影響評価方法っていうのは第2段目の途中でまだ終わってる。今、売電価格が32円ぐらいでしたっけが、ここはね。これいつまで有効なのかな。

先日、俺これまたま山形にいたときに、山辺1号分譲型市民ソーラーなんて何か出てましたけども、これなんかもう見たらですね、これは個人に、例えば屋根に付ける代わりにどっかの大きな土地に全部やって、そこで自分で買うわけですよ、何枚とか。そういうような分譲のしかたでしたけども。3キロワット、1キロワットあたり15万円で済むと。普通、3キロワットも屋根やると100万円ぐらいかかるんだけどっていう、うちの場合は業者さんでなわけだね。45万円で済みますっていう回答あってですね、これなんか見るとね、売電価格11.8円ぐらいなんですよ、もう。いつまで32円っていうのは有効なんでしょうかね。お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

分かりますか。まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

こちらとして、町としていつまでに売電を開始しなければ売電価格が下がるというふうなお答えは、こちらではできかねます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

それは、分かっても教えられないっていうことか、それとも。はい、自分で調べなさいっていうことですよ。はい、分かりました。

こういうように、例えば山辺の話みたいなね、別にちっちゃなこういう話なら別に誰もね、反対しないで、このメガソーラーなんか反対するやつはなんなんだっていう、友だちに言われたの俺もあんのよね。今、化石燃料が大変な時期にこれを反対するのはどういうことだっていう話があってですね、それに答えたのは、結局メガだから悪いんだ、山を崩すからっていうだけで反対してるわけ

であって、ソーラー自体を反対してるわけじゃないんだよ、みんなっていう話をしました。そのへんのところ、ちょっとやっぱり分かってない人もいるようで、多分今日来てる人たちもソーラーに反対する人はいないんだと思うんです。その、山を崩してまでやる意味があるのかってことだけのことだと思いますのでね。

んで、ちょっと第三者の話をちょっと聞きますけども、これからも事業をやっていくって意思で来てるんでしょうかね。そのへんも答えられませんか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

正式に譲渡したとかそういった話も全く聞いてませんので、なんとも言えません。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

今300ヘクタールなり、あと周りに買ったその100、約400ヘクタールぐらいの山を持つてるはずなんだけど、その、なんていうの、税金っていうのはちゃんと払いこみなってるわけでしょうかね。これも答えらんないかな。30万円ぐらいなる話みたいなんだけど、もしよければお願いしたい。前、この業者に売る前の300ヘクタールのとこ大分、結局貰えなくて終わっちゃったことあったじゃないですか。お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町民税務課長 土屋弘行君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

では、お答えします。現在のところ固定資産税の関係だと思いますが、納税はなっております。以上です。(小玉議員:「金額っていうのは言えます。言えない。」)その金額まで資料等もございませんし、今現在、総額的にはちょっと把握しておりませんので、もし必要であれば後ほどご説明したいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

そうだよ、なんか人のことを言うのはまずい話で、確か前自分で300ヘクタールの話を自分で計算したときに、せいぜいなんか2、30万円ぐらいしかないんだなっていう気がしてたんです。今回ある業者さんなんかは500億円ぐらいかけてどうのこうのなんて話があるんだから、そんなみたら屁でもないような話でしょうから。まあ、んでも5年間も何もしないで業者さんいるってことは多分あり得ないと思うのよね。人の金だから別にどうでもいいのかもしれないけど、ペーパーカンパニーみたいなもんだらうから。何かしらちゃんとやはり最後に利益を上げない限りと思ってるので、是非。今回、今第2段階のね、なんていうの、この評価方法書っていうのがあって、知事さんから再度いったんだけど、それに対する返信がない。これは、別にこっちから督促とかはしない。町によこさなければいけないわけでしょ、そういうの。だから、それを別に督促をしなければ税理も何も進まないってことで考えてるわけですよ。このまま上手く何もなかったことになればそれでいいのかもしれないけれども、もしかしたら大石田にすごく利益があったのかもしれないしね、被害があったかも、それは分かりませんが。

あとで、まず一つだけもう一回ちょっと聞いておきます。今福島原発の汚染土壌みたいなのが、

今日のテレビで98%ぐらい中間、町長怒ってるのに、運び終わって今年中に、今年中なんだか今年度中だか知りませんが、福島のところを全部集めると。でも、それを、25年ぐらいあとかな、45年位に全部福島以外にやんなきゃいけないっていうことになってるらしいんですよ、法律で。最終処分場なんだか知らないけど。今、低濃度の放射線、放射能の廃棄物だから勝手に動かさないけども、これがある程度の、その、あるでしょ、8,000ベクレルのどうのこうのとか。そういうの、ボーダーが切れたら、一般廃棄物になったときに、どこでも捨てられることになったときに、やはりそういうことだっただけ考えられるかなと思うのでね、是非町の方でも、人の業者のことなんかどうでもいいっていえばどうでもいいのかもしれませんが、やはり地元被害っていうのはやっぱりあるので、是非いい意味でやっぱりアンテナを立てて、僕らについていか町に知らせてもらいたいなと思っているわけです。ここだけ、そのへんのところお願いします。町長がいいな。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ご存知のとおり、基本的にどういった目的で開発するかっていうことを許可を貰って、それで、それに向かって、例えば不備な点があるからもう一回アセスの方をちゃんと出してちょうだいっていうふうな話ですので、もちろんそういったダンプが、残土をバンバン積んだようなダンプがボンボンいくような話になれば全く違うので、そこはしっかりと指導して、もちろんあとは県あたりにも相談しながら話をするのが当然かと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

まったくね、良い話だと嬉しいんだけど、どっちかっていうと被害を受けるような感じの、思わしくないような企業だとやっぱり困るのでね、是非いい意味で業者さんにコンタクトしてもらいたい、そういうふうに思います。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、6番 小玉勇君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時5分再開いたします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 05 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、通告により質問させていただきます。

昨日、消防関連の条例が可決しまして、私も議運の中で日程的にどうなんだっていうこと言っただんですが、まあ、こういう日程になりましたので、それを踏まえて一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、組織と待遇をより良い消防団へという項目であります。要旨といたしましては、消防団員の報酬増はどのように決まったのか、その経緯。また、機能別団員はどのような形式にしていくのかお伺いさせていただきます。

次に、土地の有効活用がしやすいようにできないかということでありまして、大工さんが自宅の隣に作業場を作ろうとしても、今の大石田ではできないというような話を聞きました。実際はどうなっているのか、状況をお聞かせいただければと思います。

次に、国道347号線沿いに農業集荷場などは建てられないのか。このへんの状況はどうなっているのか教えていただければと思います。

最後に、廃屋と見なした空き家はどれぐらいあり、どのような状況になっているのか教えていただければと思います。

次の項目、小学校統合をどう進めるのか。こちらは、先日2月16日に教育会議があったという報道がなされました。その状況はどうだったのか。また、今後の学校統合の進め方をどのように考えてらっしゃるのかお伺いさせていただきます。答弁をいただいた後に再質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

はじめに、消防団員の報酬や機能別団員に関する条例改正については、先日まで可決いただきまして誠にありがとうございました。これから審議していただく令和4年度一般会計当初予算案にも、その条例に基づき報酬額を計上させていただいたところであります。

改めて消防団員の報酬増についてお答えしますが、年額報酬は、これまでの1万6,000円から3万6,500円に引き上げます。また、「出場手当」などとしていた報酬の名称を「災害出動報酬」などに改め、1日当たりの報酬額などもそれぞれ設定しております。詳細については、先にご可決いただいた条例のとおりでございます。

機能別団員の任務については、町長が定めることとなっており、現在のところ検討を重ねている段階ですので、今しばらく時間をいただきたいと思っております。今後、消防団上級幹部会からの意見を頂戴し、詳細を詰めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、土地の有効活用ということで、作業場を建てられない理由としては、都市計画法に定められる用途区域による制限があることが考えられます。当町では、都市計画区域内に用途区域を設定しており、建物相互に悪影響が出ないように制限しております。この用途区域の細分ごとに、建築可能な建物の用途や容積率、建ぺい率が決まっており、これに沿って建物を建てるのが義務づけられております。作業場についても床面積にもよりますが、建てられる地域もあります。議員おっしゃってる大工さんが、どこにどのような作業場を建てようとしているのか分からないので、これ以上はお答えできません。ご了承ください。

次に、「国道347号線沿いに農業集荷場等は建てられないのか。」とのことですが、国道347号線沿いは、両側が農業振興地域の農用地区域に指定されており、建物等を建設するには、農業振興地域の農用地区域の用途変更を行い、さらに農地転用許可を得る必要があります。建物の用途、面積、位置などにより諸条件が変わりますので、建てたい農業集荷場がどのようなもので、

どこに建てるかのわからない状態で、建てられるか建てられないかはお答えできません。

次に、廃屋と見なした空き家の数ということですが、当町にある空き家を「廃屋」と分類する根拠規定がなく、法令等をも「廃屋」と明確に定義づけているものは確認できませんので、「廃屋」の数はどの質問にはお答えできません。

岩波書店発行広辞苑第三版に、「廃屋」とは、「荒れ果てた家。あばらや。廃家。廃戸。」と示されておりますので、それを当てはめれば、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定める「特定空家等」が該当するものとしてお答えします。「特定空家等」は、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」と法律に規定され、町空家等対策計画の改訂作業において実施した空家等実態調査では、町内において確認されている195件の空家等のうち、58戸が「特定空家等の可能性が考えるもの」とされております。

次に、小学校統合をどう進めるかについてですが、最初に、私の方から総合教育会議の状況について申し上げます。総合教育会議は、地方教育行政法に基づいて設置されているもので、教育を行うための諸条件の整備に関して調整する機関と位置付けられることから、小学校の統合について協議していただきたく、先月16日に開催したところであります。結果から申し上げますと、提案した統合の進め方については、皆さんからご了承を得たところでございます。

議員の質問については、教育長からお答えさせます。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

それでは私から。「教育会議の状況は。また、今後の進め方は。」とのご質問についてお答えします。小学校の統合については、施政要旨の中でふれさせていただきましたように、町の財政状況、当面の児童数の推移、複式学級に対する対応、地域の活性化等を勘案し、状況や推移等を見てまいりました。

しかしながら、近年における出生数の減少に伴う今後の児童数の推移を鑑みると、統合は避けて通れなく、早急に取り組まなければならない問題となっております。

そのような中、先月16日に大石田町総合教育会議を開催し、小学校の統合について協議したところでございます。結論として、「小学校統合の時期を令和9年度とする」を大石田町の方針として決定したものであります。

これについては、新聞報道もなされましたので、議員もご承知のことと存じます。また、統合に向けた今後の進め方については、平成25年度から当町で導入しましたコミュニティ・スクール、学校運営協議会という制度ではあるんですが、その4つの学校を一つにした学園運営委員会、これにおける熟議などを活用して、将来の統合に向け話を進めていく考えであります。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形 昌一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、再質問をさせていただきます。まず、消防団につきまして昨日可決されまして、私も良かったなというふうに思います。まあ、町長をはじめ担当課の皆さん方のご尽力によってようやくこういったことが起きだのがなというふうに思います。私も、一番最初鶴岡市に機能別団員が出たというときからいろいろ提言してきて、去年も1年間いろいろ言った中で、本当に頑張ればできるもんだなというふうに感慨深い思いをしておるわけでありまして。

昨日、議案の審議でいろいろもつと質問出るとかと思ったら、意外としゃんしゃんと終わってし

まったんで、私からその中身についてですね、もうちょっと教えていただければなというふうに思うところをちょっとお伺いさせていただきます。

報酬がですね、それこそ満額になる中で、出動手当とか自動車運転手当、訓練手当っていうのがですね、災害出動報酬、警戒出動報酬、訓練出動報酬、その他の活動報酬っていうような、まあ、全面改正のようになるわけですけど、これは消防庁の方からの指図とかそういったものがあってこの一連の条例制定になったんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

私からお答えさせていただきます。先日の全員協議会の資料でもお配りしているとおおり、基本的には国の消防組織法に基づきまして、条例によって定めているところがございます。それに対して、国の方からは指導、助言というような形で、様々な文書によって指導、助言をいただいて、それを町内で検討させていただきまして、この度条例として反映させていただいたという経過でございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。消防庁が通知で示した一般団員の年額報酬のですね、標準額っていうか、3万6,500円っていうごどでありまして、その満額を当町でやると。今、各自治体でいろいろ新年度予算をやっているわけですけど、3万6,500円っていうのは多くなっていうふうに思ってますけど、中には8,000円どがいろいろまちまちなというふうに思います。当町では満額したわけですけど、近隣の、例えば北村山管内などの状況、県内の状況など、分かる範囲でお聞かせいただければと思いますけど。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

今、議員もおっしゃったとおり、来年度の予算化に向けましてそれぞれの市町村で今議会で議論している最中でございますので、具体的な回答はちょっと控えさせていただきたいと思っております。ただし、県内の状況をやはり情報交換しながら一定程度もらいしておりますので、数だけでいいますと、満額にする計画でいる市町村については11市町村と聞いております。特に地域でいえば最上地区、それから村山地区で若干その対応ができていのかというところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。私も北村山の議員さんたちとちょっと話す機会あって、状況を聞いたら、満額じゃないようなところもあったんで、ああ、大石田は満額でいったのかなというふうに思ったところでありました。そのへん、今後出そろってくるわけでしょうけれども、その中で大石田はすごく理解のある、消防に理解のある町だなというふうに言えますんで、すごいなと、私も一団員として思うところでもあります。ただ、その上でですね、交付税での財政措置などを求めるというふうなことをしないと、こんだけ報酬アップして大丈夫なのかと、財源どうなのかと、色分けされてくんのか本当にっていう、そのへんが非常に心配になるところでありますけど、そのへんの状況について教え

ていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

この3万6,500円につきましては、消防庁から示された基準、まあ、標準額としまして、交付税の単価として示された金額でございます。こちらとしては、町としましては満額をいただくように消防庁の方でも検討を進めているということですので、さらに要求の方を行なっていきたいと考えております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。こんだけ今までよりも多くなる中で、問題になってくのが、例えば幽霊団員なんかの扱いをどうするのかっていうことでもあります。ただしなくてもそれなりの報酬が入ってくるっていうのは、いわば本当に無駄金かなというふうに思うわけです。いろいろ他の自治体でもですね、団員に活動報告書を出させるとかそういったところもありますし、もう積極的にですね、消防団活動できない人には退団を促進するように言うとか、そういった事例もあんのかなと思います。当町もですね、いろいろ中身を見ると、まだ幽霊団員の数も大分いるのかなというふうに思うわけです。そのへん班の方で、今回個人支給をしないで班に落とすということで考えてるっていうことでもありますけど、この幽霊団員対策などはどのようにお考えになってらっしゃるのか教えていただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

幽霊団員ということでは事務局、町としては把握しておりません。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。上級幹部会などとね、そのへんの状況、今後いろいろ情報交換しながら考えていただければなというふうに思います。

私もですね、去年の6月議会で自主防災組織を消防団の中に組み込んだらどうかっていうような提言をさせていただきました。その中で、その機能別団員を自主防の中に入れると。そうすると3者が上手く回って、活動も見えやすく、招集もしやすくなるんじゃないかなという話をさせていただきました。そうした、機能別団員を自主防の中に組み込んで消防団の中に入れるということについては、新年度からは何か動きはあるんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

まずは、機能別団員を発足させる準備を整えたところでございますので、さらに募集を進めながら、まずは実際に機能別消防団員が機能することをまずは来年度、新年度目指していきたいと考えております。その上で、自主防につきましては総務の防災担当の方になりますので、調整、意見などを伺いながら調整をしていかなければいけないかなと考えているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

機能別団員の報酬はどのようにするのかと、あと、自主防もですね、雪道愛護デーとかで消火栓の雪かきなどをやってると思います。そこで、出てくるのがですね、水利がどこか分かんないという自主防の話があるわけです。以前ですね、定例会の中で、課長答弁だったと思いますが、水利を分かりやすくデジタル化していく。例えば、地区の人は消火栓ここだ、防火水槽ここだって皆が分かるようにデジタル化を図っていくというような話を聞いたことあるんですけど、そういったところが消防団の方にはまだ下りてきてないのかなとも思うんです。そうした消火栓なんかの地区に対する周知などについてはどのようにしてるのか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

その内容につきましては、令和3年の第1回定例会で予算特別委員会の中でお話していただけたかなと記憶しているところでございます。その際は、デジタル化、例えばホームページへのアップであったりというふうなお話をさせていただいたかと思えます。良いことだとは思いますが、担当としても、今ペーパーになりますけども、マップに水利、消火栓であったり防火水槽であったり、一応今落しているところでございます。そのへんが完成しましたら、まずは長めになってしまいますが、配れるような形でお配りしたいなど準備を進めているところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

いざ火が発生した場合、消防団もですね、まず水利をどうするかっていうところから考えていくわけでありまして、ましてや自主防などもですね、そういった共有化できればですね、それこそ良いことでありますので、是非対応を急いでお願いしたいかなというふうに思います。

次の項目にいきます。土地の有効活用ということで、私も町民の方に「本当に作業場一つでぎねんだ。ほだなで、職人の町あて言いながらいづの間にながら大工ないなくなっぴゃ、こがな状況だど。」というような言い方をされるわけですね。実際はどうなのかというようにお伺いしてみますと、地区がどこか分かんないがらちょっと答えにくいっていうような答弁でありましたけど、その都市計画区間だと思います、大石田と横山本郷。そこで、その用途区域があつて、制限かかるつてありましたが、今までそういったことなんかは町の方に届いてて、駄目だつて言ったがら建てらんねんだつていうふうになってんのがなとも思いますけど。そうした事例、まあ、ご記憶ある方どんだけいるか分かりませんが、とかですね、その用途区域っていうの、これの変更などは、これは何十年も同じままなのかとも思いますけど、このへんは変わらないのかどうか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木太君。

1. 建設課長(鈴木太君)

都市計画区域の用途区域でございますが、現在町の方では6つに用途区域分けられて設定されております。それぞれ用途区域の制限、細かい点ございますので、都市計画区域内では建物を建てるには建築確認を出さなければならないと。大工さん、建設会社の方が建築確認を出して、そして許可を得て建てるといったことでありますので、事前にやはり相談をして、これ建てられるの



かというふうな相談はきます。その中で、やはり面積とか制限で断る、断るじゃなくて許可できない例もいくつかはございますが、大体ほとんど建設会社の方で分かっておりますので、そのへんは許可下りていると思っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

私も初めて聞いた話でありまして、できないものだとばかり思っていました。ということは、今の話ですと、役場に相談に来たらちゃんと頑張ることができるようにするっていうような対応をしてくれるのかな。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木太君。

1. 建設課長(鈴木太君)

これ法律なものですから、頑張ることができるものではないんで、その範囲内、許可できる範囲内に入っていれば許可するというふうなことでございますので、ご相談を進めたいと思います。建設課の方に是非相談してください。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

是非、私も建設課の方に行って聞いてこいっていうふうに言いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、347号の方ですが、これ、町長の施政要旨の中でですね、「347号は令和元年度から広域的災害時の物流や避難における重要物流道路の代替・補完路として指定されておりますので、災害時においても代替路として、また物流拠点への補完路として十分に機能が発揮できるよう整備教化について、国をはじめ山形県と宮城県に対して要望してまいります。」という言い方してます。どんな要望するんですか、これ。広げろっていう意味ですか、このへんはどうですか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今、通年通行になりましたけども、そのへんは24時間通行できるようにするとかそういったことあります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。是非、24時間はこっちはなってますけどね、もっと高規格にしていく方向などいろいろあるんでしょうから、そのへんお願いしたいと思います。

その中で、その農業振興地域の農用地区域の用途変更を行って、農地転用許可を得る必要があるっていう。そうしないと、土地は替えられないよというような話であります。これ、農業委員会の方でそうしたことをやんなきゃいけないと思いますけど、そうした事例、過去何年かに何件あるとかは分かる範囲で結構ですので、この用途変更の状況はどうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

農振地域の用途変更、最近あったやつでは、今年1件やっております。ただ、これ久々の1件です。そんなにそうそう用途変更っていうのはないというふうに伺ってます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

私のイメージですと、なかなかこの農地法っていうのも縛りがきつくて転用できないんだっていうようなイメージがあるんですけども、今回も347沿いにいろいろ建てたいんだけどっていう相談を受けたんですけど、私も状況をいまいち分からなくてですね、質問をさせていただいた経緯になります。このへんもですね、やはり町民の方が町を発展させようと思って考えるわけですから、まあ、これからですね、そういった話があったら親身になって対応していただければなというふうに思います。

次に、廃屋の状況にいきます。これ空き家対策っていうことで、私も空き家の有効利用とかの提言して条例などを作っていましたけど、その中で、この平成27年の空き家等対策の特措法の国の方でも、空き家もこれから増える中で、空き家対策を進めたわけです。その中でですね、答弁では廃屋の状況はということで、廃屋の状況とかっていうんじゃないで、この特定空き家の可能性が考えられるものっていう答弁になってますけど、この空き家はですね、住宅地、空き家じゃない、廃屋、廃屋を空き家だとみなせばそのままの固定資産税の減免ができる。それが廃屋になれば6倍になるというようなイメージだったんです。ですからこういった質問のしかたになったんですけど、言いだいごどは何がっていうと、廃屋を空き屋どが住居だどがって言いながら、固定資産税の減免をしている状況はどうなんだっていうことなんです。だから、住居んねべっていうのに、また住居なっている物件っていうのはあんのかどうか。そのへんどうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町民税務課長 土屋弘行君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

固定資産税の関係だと思えます。建物ですね、その廃屋という言葉はないんですが、空き屋というふうなことで、実際住んでいないというふうなことでありまして、現在のところその土地の軽減措置というふうなものはとってございます。といいますのは、実際もう潰れてしまっていて、住めるような状況でないっていうふうな場合、当課としましても月1回パトロール、町内パトロールなどを実施しながらですね、そういうものがないかどうかというふうなことで調査をさせていただきます。そのような中で発見した場合、その滅失、きちんとですね、取り壊して、更地にして、した場合、滅失届というふうなものを出してくださいよというふうなことで、通知などもしながらそのような対応をしているというふうな状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

今の答弁ですと、町内ではそうした建物と言えないようなものはちゃんと対応して、税額もちゃんと取ってるよっていうことでよろしいんですか。

1. 議長(大山二郎君)

町民税務課長 土屋弘行君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

滅失届がないものについては固定資産税、建物に対しての課税はしてございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。これからも状況いろいろ変わったりもするんでしょうから、適切な対応をお願いしたいなというふうに思います。

次にいきます。小学校統合の教育会議をしたっていうことでしたけど、これ人員とか構成の役どが、そのへん中身をちょっと、どういった人でやってんのか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

2月16日に行った総合教育会議の中では、まず町の教育委員4名、それから総務課、あとはまちづくり推進課、これは振興計画と絡んできますので。あと、教育委員会の学校教育課事務局ということになります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。その中で、1年前倒して令和9年度、2027年ってというようなことを結論としてなされたようでありました。これまでも、議会でも何年度にどがってという言い方をしたのを理解してますんで、そこでもこういったふうに1年前倒して進めるというふうなことでありました。んで、学園運営委員会など、コミュニティースクールにおける熟議などを活用して将来の統合に向けて話をしていくというようなことのようにですけども、コミュニティースクールの中ではこれまでもこういった統合の話はしてきたのか、これからはしていくのか、そのへんの状況を教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

すいません、先ほどですね、先ほどの質問の中で大事な方を忘れておりました。町長です。町長が主催しますので、町長が座長を務めております。申し訳ございません。まあ、当然のことだと思ってちょっと私答えてしまいました。

んで、コミュニティースクール、これはコミュニティースクールっていうと大体学校運営協議会なんですね。各学校単位で行うのをまず一般的にコミュニティースクールと言ってるんですが、本町では少ないもんですから、これは25年度ですか、コミュニティースクール導入したときから学園運営委員会、つまり4つの学校運営協議会を併せた形で行ってきております。その中で、統合に向けてという話はこれまでそんなに出ていません。つまり、どういう学校にしたいかとか、どういう町の教育を進めたいか、どんな子どもたちにしたいかっていうのが熟議の内容としてありました。

あと、町の子どもの良いところはどんなところか、悪いところじゃなくて良いところはどんなところかとか、そういった話を熟議としてしてきております。んで、中身としては各学校が熟議を行ったり、学校単位です。あとは、その各学校10人の委員がいますので、それが集まると学園運営委員会は40名になります。つまり、北小、南小、大小、大石田中学校の4つ集まりますので、大石田町内を全て網羅する形になります。んで、23年度の統合、小学校の統合の時に、本来であれば令和3年度ですな、令和3年度に統合する、10年後に統合する予定だったんですが、平成

29年の総合教育会議の席で、これはまた一旦白紙に戻すという決議がなされております。ただ、その後やっぱり児童数の推移をみると、この前12月、9月でしたかね、大山議長からの一般質問にもいろいろあったんですけども、そういった中でやっぱりもう避けては通れないものになってきた。そこで、今回こういうふうな総合教育会議の議題として、んで、その方向性を決めましょうという。大山議長の質問のときには、私が答えたのは、おそらく児童数の推移からして令和10年度かなと、あのあたりかなと言ったんですが、この総合教育会議の中でいろんな条件を加味したら、令和9年度でいきましょうという形になったという経緯でございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。近隣市などもですね、統合が大分話進みまして、大石田はまだ3つもあって凄いいねっていう言い方もされてたんですけど、いよいよ時代の流れかなというような気しております。そういった中でですね、新聞の記事では統合中学校、あ、地域の代表者からなる総合準備委員会を設置し、校舎新設か既存校の再利用かを含め検討するというふうなことでありました。この教育会議とまたこの統合準備委員会っていうのは違うものかもしれませんが、この人員の差異などはどのようにあるのでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

差異ですか。学園運営委員会の委員ということ、40名とさっき申し上げました。その名は、当然PTA会長さんいます。地域の区長さんとか、あるいは公民館長さんとか、そういう地域の代表者もいます。あと、学識経験として依頼をしております。あとは、行政からも入っております。当然、学校の教職員もいます。それで、コミュニティースクール、学校運営協議会の委員を構成して、それが各学校ごとにいるので40名。準備委員会のときには、その40名一気にはなくて、その、まずそこから選抜をして人数をちょっと絞った形で今後の進め方等を話をして、それから、その話をしたことをある意味決議をするというのが総合教育会議と。つまり、町長の主催する総合教育会議と。ある意味諮問するっていう形では学校運営協議会、学校運営委員会というふうに、学園ですね、運営委員会というふうに考えても間違いではないのかなというふうに考えております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

では、この統合準備委員会っていうのはいつ頃始める考えなのか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

大まかな事業計画を今立てているところですが、来年度、つまり4年度、5年度で基本的な設計、統合小学校の在り方、設計を創るつもりでございます。1年半ぐらいかな、約2年かかるかと思いますが、だから、4年度にその組織を立ち上げて、あるいは今までまだないわけですので、それをちゃんと学園運営委員会の方々に伝えて、そして話を進めて、熟議を通して、令和4年度中にはなんとかその方向性は決めたいというふうに考えております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。これから予算委員会始まるわけで、予算の説明会っていう説明資料いろいろいただいているわけです。町の財政状況なんかを考えると、財政調整基金やふるさと応援基金を大きく取り崩して財源を確保しなきゃなんないような状況だというような説明あるわけですが、その教育費の中で小学校施設整備事業1,200万円、基本設計業務委託料というような予算の中身出てくるわけです。次の予算委員会の中でも説明はあるんでしょうけど、これを、この設計などをするとようなことを考えると、建でんのがなども思うんですけど、そのへんはもう決まってるんでしょうか。この予算に、1,200万円についてももう少し詳細をこの場で教えていただければなと思いますけど。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

基本設計です。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

んじゃ、建てる方向で積立てるっていうことでよろしいですか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろんそのとおりです。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

先ほども言ったようにですね、財源もない中、いろいろ厳しい中、本当に建でる必要あんのがなっているのが多くの町民が感じているところでありますし、私も思うところであります。例えば、生徒数もここまで減ってくるのであれば、中学校なんかまだ造って10年程度でまだ新しいわけでありまして、小学校、小さい子どもは階段なんか駄目でしょうけど、中学校の中にドーンとみんな一緒にして、んで、代わりに代替の建物だとか、トイレだとか、そういったものは今小学校1年生、1、2年生は小学校を使ってとか、そういったこともいいんじゃないかなと思うわけですね。そうして、この造る、造らないを図るっていう新聞記事が出でんのに、予算ではもう積立でいきますよというふうなごどだったら何のための会議なんですかっても、建でることを前提にしての会議なんですかっても言いたくもなりますし、そのへんもう少し後でいいのかなとも、もうちょっと決まってる方向っていうのをもう少し熟議が必要じゃないかなとも思うんですけど、そのへんの状況はどうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

基本設計というのは、現在ある校舎を利用するとか、どこそこ、3つある校舎のどこを使うとか、改装したらどれぐらいかかるとか、新たに造ったらどれぐらいかかるとか、どういった場所とかはまた

話は別かと思えますけども、どういったことを進めるかという基本を決める予算であります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、分かりました。まだまだ時間は先なんでしょうけれども、多くの町民がですね、「分かった。んだらほいでいいべ。」って言うような、多くの町民が思えるようにですね、進めていってほしいなと思います。過去も統合に関してはデリケートな問題ありますんで、今から幅広くですね、考えていただければなと思います。教育長も2期目決まったわけでありまして、これまでの経験を踏まえてですね、しっかり対応をしていただくことをお願いいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございます。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、5番 村 形 昌 一 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、午後1時再開いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。3番 熊谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

今日の質問の内容についてですけども、聴覚障がい者が増えておりますので、その対策は。その対策といたしまして、高齢者の聴覚障がい者増えてますので、どういった対策をしているのか。

それから、ろうあ者に対してどのような対策をしているのか。

そして、手話言語条例を今後制定する気はあるのかないのか。

二番目に、町のスポーツ振興についてですが、町の行事や部活動で団体競技の参加者減ってきております。今後存続していくためには、競技人口を増やす対策をどう考えていくのか。

そして、子どもたちのスポーツ参加を推進していく考えはあるのかないのかを質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まず、「高齢者の聴覚障がい者が増加しているが、町として何か対策しているのか。」との質問にお答えします。町内の障がい者手帳の所有者は、令和3年4月1日現在、370人です。そのうち、聴覚障がい者は52人で、高齢者は42人となっております。人数につきましては、平成29

年と比較しますと48人から44人に減ってきております。

次に、対策であります。障がいの等級に応じて負担割合は異なりますが、医療費の助成制度があります。その他にも、コミュニケーション支援事業や補装具費の支給事業等を行っております。

また、ろうあ者に対する対策につきましては、聴覚障がい者と同様の対策を講じております。

次に、手話言語条例の制定ですが、手話します。今後、なんだっけ、調査研究し、必要に応じて検討、条例化を図ってまいります。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

すいません、私手話はちょっとできませんので。町のスポーツ振興について、私の方からお答え申し上げます。熊谷議員のご指摘のとおり、町のスポーツ行事に対する参加者が減少傾向にあるのは確かでございます。特に、団体競技の参加者ということですが、その要因としては人口の減少、そして、高齢者もさることながら、若年層でも趣味嗜好が多様化し、幅広いジャンルに分散していることが考えられます。地域の結束や職場の意向等もやや薄らいできていることも否めません。特にこの2年半は、新型コロナウイルスの影響もあり、皆で集う機会が減ってきていることは残念です。ただ、町としても心身の健康のために一人1スポーツを提唱しておりますので、参加者が減ったからなくす、少ないからやめるという考え方だけではなく、新たなニーズにも対応すべく、スポーツ行事の見直し、そして、新たな工夫について、スポーツ協会、そして総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進員等との連携を図りながら、魅力的な行事の在り方について模索していきたいと考えております。

子どもたちのスポーツ参加についてですが、児童数の減少の中、スポーツ少年団活動にも力を入れておりますけども、やはり団体スポーツへの加入は減少している傾向があります。各団体も団員募集に苦勞しているようですが、そのスポーツの持つ魅力をいかにして伝えていけるかがカギとなります。強制しなくても加入したくなる要因を洗い出し、指導者、子ども同士、保護者同士、地域としてのネットワーク、これを活用しながらスポーツ活動に親しむ機会を増やしていければと考えております。以上でございます。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

町長、手話ありがとうございました。私もちょっと手話全然、見たことはあるんですけど内容さっぱり分かりませんでしたけども、ありがとうございました。

まずはじめに、今年も春も近いというにも関わります。まず、大変な大雪でございます。町民の方々も、除雪、排雪と大変苦勞していると思っておりますけども、また、行政の方も大変だと思っておりますけども、町民に対して事故、又は怪我などを起こさないような町費環境をよろしくお願ひしたいと思っております。

過日、あったまりランドで事故が発生したとお聞きしました。怪我された従業員には、この場をお借りしてお見舞い申し上げます。

昨今、高齢者の方の耳の聞こえない方が増加していると思っております。そして、大石田町の人口形態をみますと、昨年4月1日現在の低下率は40.3%、人数にしまして約2,600人になっていると町長の施政要旨の方にありましたが、今後も増加傾向に向かうと思っております。そして、体の衰えは

耳や目からとお聞きしております。特に、耳の状態が衰えてきますようで、70歳を超えると極端に聞こえなくなるようで、大声で喋ったりテレビの音を高くしたりと、脇の人に迷惑をかけるようなしぐさもあると思っております。

そこで、町長もご存知だと思いますけども、ろうあ者、聴覚障がい者のため、県議会では議長の席の脇に手話通訳者がおります。また、山形市役所でも手話通訳者を配置しております。これによって、県内の視覚障がい者は理解することができまして、県の方針や施策など、今まで理解することのできなかつたことが理解できるようになりまして、県政にも参加してもらいますし、言葉を理解して納得してもらえらると思っております。

ところで、耳の遠い方は病院や医者にかかっても、耳鼻科で診察を受けましても、医師からは、「ただの難聴です。」と言われるだけで、そして、「補聴器を使用するように。」と勧められます。今のところ難聴に効くような薬はないようです。私も一回も貰ったことありません。補聴器を準備するのはいいんですが、耳の悪い高齢者は補聴器が高額のため、ちなみに私は補聴器を耳にはさめてますけども、これカタログ見たって70万円もするんです。こんな高いものを高齢者はちょっと二の足を踏むのと、あと、また無ぐすのね。やっぱり小さいので埋め込み式なものですから、何かの拍子にかけたのを忘れて、んで、ポロっと落としてあとそのまんま忘れてしまう、無くすおそれがありまして、そのために高齢者の補聴器を購入するのは二の足を踏んでいると思っております。そしてまた、補聴器の感度の良いほど高くなってまして、安いのを買うと、聞こえてくるのが機械音です。ですから、皆さんの肉声の音のまま耳に入るのはなくて機械音で聞こえてくれますので、なんとちょっと、理解、理解っていうか、聞き取りやすい人ど聞き取りにくい人がおります。高い音は聞こえるんですけども、低い音はまず、私の場合ですと聞こえません。

そして、大変申し訳ないことに、去年の3月にこの議場のマイクとスピーカーを新しく取り替えてもらったおかげで、約8割方理解するようになりましたので、これは感謝感激雨あられでございます。本当にありがとうございます。

そこで、町長にちょっとお聞きしたいんですけども、聴覚障がい者は答弁書の方に52名とありましたんですが、これ52名全員が全く耳聞こえないというごどに理解してもいいんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鋏 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鋏誠君)

私の方から答弁させていただきます。今、町長が言ったとおり、聴覚障がい者については52名、うち高齢者が44名であります。44名の方おりますけども、各階級がございますので、全く聞こえないということではないです。今日の質問にもありましたろうあ者については、町内には2人いることになってございます。ですので、皆さまが聞こえないということではなくて、各個人によって階級、聞こえる度合いについては異なります。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

ありがとうございます。今お聞きしました等級なんですけども、どのような基準で等級を決めているのか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鋏 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鋏誠君)



等級につきましては、町で決めているわけではございません。専門の耳鼻咽喉科の、耳鼻科の先生が階級の方は決めているということで、そちらの申請をいただいてこちらの方で県の方に申請をしまして、階級については確定するところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

はい、分かりました。

それと、答弁書の方にですね、障がいの等級ってありますけども、今のこの聴覚障がい者の今の等級によっても負担割合ってというのは、負担の割合でなくて、負担はしてるんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

すいません、どういった質問なのかもう一回お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

医療費の負担ってこと。(熊谷議員:「もう一回お願いします。」)保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

障がい者医療費につきましては、1級、2級の方が医療費の助成に該当します。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、分かりました。

それから、当町には手話通訳者っていうのはおるんでしょうか、町長。

1. 議長(大山二郎君)

手話通訳者がいるかどうか分かる方。手話通訳ができる方いますかって。保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

すいません。通訳者については、こちらの方では把握してございません。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、分かりました。

あと、それから、ちょっとちなみにですね、視覚障がい者は何人いるかちょっと教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

視覚障がい者は18名でございます。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、分かりました。視覚障がい者っちゅうのは、いろんなハンデをとります。まず、耳の聞こえない方は意思疎通を図ることが容易でもありませんし、それから、聴覚障がい者には偏見を持つ人もいます。そして、手話で示されても、今度は健常者の方が理解できませんし、ましてや筆談で

いろいろやりとりしますけども、これ時間かかりますよね。書く、聞く、また書いて教えるあていう、なんかもう相当な時間かかると思うので、視覚障がい者、ああ、聴覚障がい者っていう方は家に引きこもりがちになると思っております。

そこでですね、手話言語条例についてお聞きしますけども、手話言語条例は平成25年10月に鳥取県で全国初に制定されまして、その後、各県で制定されております。県内の自治体では、昨年12月14日の放送で、新庄市と中山町で手話言語条例が議会で承認されております。それで、全国を調べてみますと、55の自治体で制定されておまして、今後も各自治体で条例が制定されるのが増えてくると推定をしております。

それから、先月のNHKの放送でですが、新庄の市議会で職員に手話の研修会を放映されておりました。こういったことで、ろうあ者、聴覚障がい者には大変朗報なんだなと思って見ておりましたので大変感心しました。

そこで、現在、我が町ではインターネットを通じまして今日の場面が配信されているわけなんですけども、聴覚障がい者見ているでしょうか。多分見てないと思います。なぜなら、聞こえないからだと思ってます。聞こえないもんですから、理解することもできないと私は思っております。ただ、現在はテレビの番号を見ますとほとんど今字幕スーパーになっておりますので、聴覚障がい者は、先ほど課長が言いましたように、まるっきり聞こえない人でもということだったので、多分若いときはばんばんと聞こえておいて、歳をとるとともに聴覚障がい者になっていったと思うんですけども、言葉が分かるもんですからテレビの字幕を見ても理解することができると私は思っております。私自身も字幕を見て納得しているようですので、不便はあんまり感じません。

んで、手話は言語であることと、それから、手話の普及を早急に確立すること、ろうあ者、聴覚障がい者が安心して楽しく他人との交わりができるよう、明るく暮らせるよう、なるべく早く手話言語条例を制定してもらえんことをお願いしたいと思うんですけども、改めて町長にお聞きします。答弁書に、「調査検討し、必要に応じて条例を図る」とありましたけども、これいつ頃までっていうか、期限を決めるのは大変難しいと思いますけども、どのような順序で制定していくのかちょっとお聞きしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

調査、まず検討するということで、手話言語条例の内容もしっかりと検討しないと、例えば熊谷議員が言うように、手話通訳は必ず公衆の場にはいなきゃいけないとか、どこまでだったらできるんだとか、できない部分はどうすればいいんだとか、そういったことを検討しないと、条例の制定については検討はしてまいるということでありますので。期日もなかなか言えないというところでありませう。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、ありがとうございます。これ手話言語条例を作るには大変な苦労があると思います。まずは手話通訳者の待遇、それから通訳者の資格獲得、それから財政面とかそういった面での苦労は大変あると思いますし、大変難儀な作業だとは思いますが、改めてもう一度聞きますけども、そういった待遇の面とか資格取得するためのそういった準備もなさると思うんですけども、そこらへんなどはどうお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まだはっきりとしたことは分かりませんが、例えば人でなくても、今の時代AI、あるいはデジタル化によって様々な表現の仕方あるかと思うので、そのへんも検討しながらそういった手話通訳の代わりじゃないんですけども、なるような形。あるいは、この議場も今度はネット配信の他にペーパーレス化しますので、そのへんは。昔からこれが、字幕にポーとなることあったと思うんですけど、ワードで。そういった機能なども使えるのであれば、簡単にもしかしたら配信などもできるのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、ありがとうございます。本当に何度も申し上げますけども、この手話言語条例をなるべく早く制定していただきたいと思います。

次なんですけども、町のスポーツ振興についてお聞きしたいと思います。今現在、北京でパラリンピックが開催しております。夏のオリンピックを見ますと、新しい競技種目が増えていまして、見ていると大変楽しくなります。んで、見ている方も、新しい種目を見ると、いや、随分いろんな種目出てきたなと思って感心して見えていますし、楽しく見させてもらっております。

そこで、町のスポーツの種目を見ますと、ソフトボール、それから野球、親善野球大会、あと、ソフトバレーボール、それから武道大会、マラソン、ゲートボール、グランドゴルフなどがありますが、これらのことに、スポーツの種目につきまして、高齢者が参加することができるのがグランドゴルフとゲートボールぐらいだと思うんですね。

そこで、教育長にお聞きしますけども、このようなちょっと偏ったスポーツの種目しかないんですけども、どのように感じてるかをお聞きします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

町スポーツ協会がしている社会体育の授業は、今、熊谷議員がおっしゃったような形で、全ての年代に全ての種目をするっていうことは大変難しいものがございます。全ての年代が寄り添えるような大会、これはふれあいマラソンなんかもございます。ウォーキング部なんかもあってですね。ですから、そのへんは町として、スポーツ協会と連携しながらやっている行事は今のところこれぐらいが、こっからどンドンどンドン増やしていくっていうのは難しいものがあるのかなというふうにはちょっと考えております。

ただ、自分たちで、今おっしゃったように北京オリンピック、あるいは夏の東京オリンピックあたりでも、スケートボードとかですね、そういったものが子どもたちもすごく好きだなんてあったときに、そういったものに対してどういうふうに対応していくかなんてことも、新たな発想としてこれからの視点で考えていくということはあるのかなというふうには思います。そこはスポーツ推進、あるいはスポーツ協会並びに総合型地域スポーツクラブ、そのへんの方々とやっぱり検討していくと、工夫を考えていくということ、これは必要かなというふうには思います。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊谷富太郎君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、ありがとうございます。

それからですね、私野球を見るのが、やることはできないので見ることは楽しいんですけども、昨年の12月にですね、テレビで放送されていましたが、少年野球のことについて盗塁、それから遠投、それを規制するような番組あったんです。それでこの番組見ていると、少年野球する子ども、小学校、中学校の生徒が多分やる気を無くすんじゃないかと思って見ていましたんですが、確かに怪我を防ぐにはいいと思います。肘とか肩とか。そのための規制になるのかなと思っていましたけど、その後なったかどうかは分かりませんが、教育長として、そのような子どもに対して規制、規制となるような施策といいますか、規則といいますか、そういったものはどのように感じていますか。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

野球が好きだと聞くと嬉しいですね、私もずっと野球をしてきましたので。ただ、議員、思い出してみると、私が小中学生とか高校のときにはうさぎ跳びとかですね、練習中に水を飲むとかですね、水を飲んでいけない、そういう根性論が先でありましてですね、それは、体への影響っていうのは当時はあんまり考えなかったんだろうと思います。それが医学的な進歩によって、パフォーマンスをしっかりと発揮できるためには、あるいは故障しないというためには、今まで間違っていた指導法っていうのはあるんですね。ですから、高校野球もプロ野球に通用しないような、だから球数制限500球とかそういったものが出てきているわけです。

あと、肘なんか調査すると、甲子園に出てきているピッチャーの肘、何年前ですかね、かなりイカれているのが多い、そういうふうなこともあっていろんな規制が出てきたんだと思います。

あと、子どもたちにとってはなおさらですね、まだ骨格が固まっていない中、無理やり投げさせる。実は、私の息子もスポ少で全部一人で投げぬいて、高校のときにはもうボロボロでした。そういったことも考えると、ある程度医学的な研究に基づいた規制っていうのはやっぱりあって然るべきだと思います。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、分かりました。せっかく子どもでも、中学校でも高校でも、やっぱり将来自分はこの道に進みたいということも出てくると思うですよ。ですから、あんまり規制、規制すると、やる方も見る方もつまらないスポーツになってくると思うんです、野球は特に。プロ野球の方でも、ホームに突っ込むことは危険に、禁止になりましたですね。ああいうのはやっぱり納得はできます。ですけども、やっぱり子どもが一生懸命に遠投したり、盗塁で足の速い人がっていう子どもも少なくないと思うんですよ。んだがら、そこらへんのところをもう少し考えてやっていただきたいと思います。野球の方は、ルールについてはそのくらいにしますけども。

今、町でも、先ほど私申し上げたような種目はあるんですけども、これはやっぱり校外でやるスポーツの方が多いわけですよ。んで、室内でやるなんて競技の方はなかなかないと思うんですけども、その中でですね、新しくできたスポーツの種目でボッチャ、それからモルックという種目ができました。あの、ボッチャは皆さんもご存知だと思うんですけども、モルックというのは新しくできた種目です。これ、山形のモルック協会の方にちょっと電話で聞いたんですけども、「どのよう

などから問い合わせありますか。」と聞きましたら、個人からの問い合わせが、およそ山形県内で1,400件ほどあるとお聞きしました。このモルックというのは、私もテレビで見ただけで大きさは分からないですけども、このくらいの棒で、このくらいの長さで、んで斜めに切っておいで、それに点数書かっておりまして、ボーリングのピンみだいに立でで、こういうふうなポーンと投げで、倒して何点というような競技なんだそうですけども、そういった新しい室内の種目も出てきております。だから、そういったことも、新しい種目を入れるっていうごどの考えはあるんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

いや、私もこの前テレビで拝見しました。ソロキャンプしている人が遊んでるやつだったような気がしますけどもね。木材を投げるっていうやつで。んで、ポッチャも、高橋さん来てますけれども、ポッチャもね、大変子どもたちに対しても面白いという体験もしているところもあるようです。本町では、総合型地域スポーツクラブの中で、なんていうんですしたっけ、スラックラインとかですね、あとカローリング、カーリングを室内でやるようなカローリングというのがあるんですが、そういった体験のコーナーなんかも設けて、いろいろ普及活動を図っております。ですからそういった中にこういった種目を入れて町民の皆さんにも紹介しながら、そのスポーツクラブの中で体験してもらおうということが、今もやっていますけども、また広くしていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

3番 熊 谷 富 太 郎 君。

1. 質問者(熊谷富太郎君)

はい、ありがとうございます。ポッチャとかモルックなんですけども、結構金額するんですね。ちょっと二の足を踏む人もいるかと思うんですけども、ただ、これ高齢者に対してっていうか身体者もそうなんですけども、もちろん車椅子でもできる競技ですので、是非こういった新しい種目を町でもですね、取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけども、こういった新しい種目によって子どもも大人も高齢者も障がい者も楽しんでできるようにすればもっとスポーツ振興としても有意義なスポーツとなりますし、また、人の集まりもできると思います。ただ、輪投げ、今どこの町内でやっているか分かりませんが、ほとんどやっていないと思うんです。やっぱり飽きがるんですよね、長くしていれば。なんでもそうなんですけども、やっぱり長いことやっていると、「そんなのいいは。」どが、「気分的にいいは。」どがってなって長続きしない種目もあります。そのへんのところをよく吟味していただきまして、大石田町のスポーツ振興をもっともっと馴染むような、そういうふうな体制づくりをしていただきたいと思います。

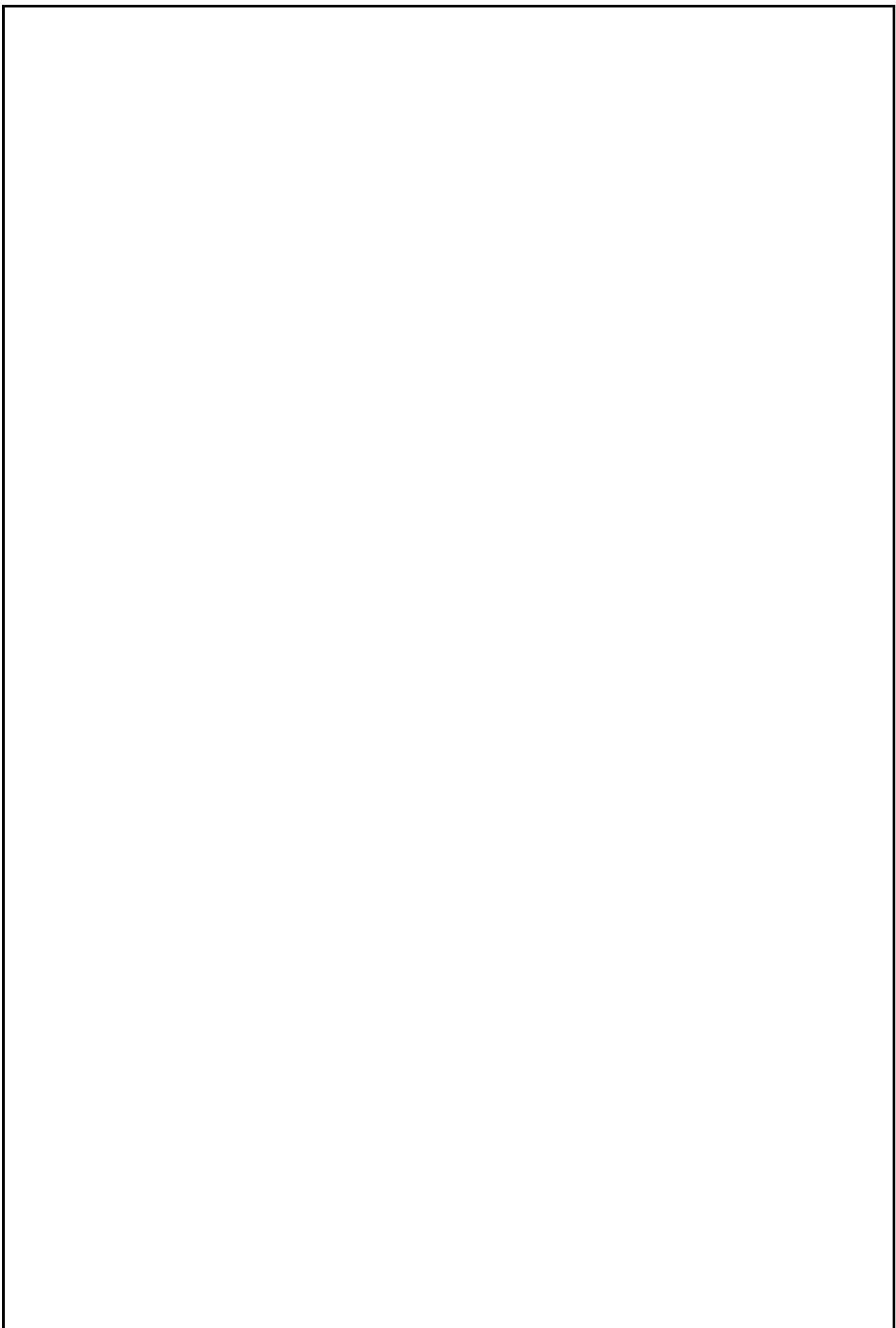
大変短い質問で申し訳ないんですけども、以上で終わってしまい、議長、終わります。ありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、3番 熊 谷 富 太 郎 君の質問を終わります。

これをもって、町政一般に関する質問を終結いたします。本日の会議は、以上をもって散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 34 分



## 第12日目 令和4年3月14日(月) 本会議 午前11時40分 開議

### 1. 議長(大山二郎君)

開会します。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

日程第1. 議案第9号から、日程第6. 議案第14号まで、以上6件を一括して議題といたします。予算特別委員会委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員会委員長 岡崎英和君。

### 1. 予算特別委員会委員長(岡崎英和君)

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大石田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第9号「令和4年度大石田町一般会計予算」

議案第10号「令和4年度大石田町国民健康保険特別会計予算」

議案第11号「令和4年度大石田町次子簡易水道特別会計予算」

議案第12号「令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算」

議案第13号「令和4年度大石田町介護保険特別会計予算」

議案第14号「令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算」

審査の結果、令和4年第1回定例会本会議から付託された議案第9号から議案第14号まで、以上6件について、去る、3月9日、10日、及び11日に課別審査、並びに本日総括審査を行い、関係する職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査いたしました。審査結果は、議案第9号から議案第14号までの各会計予算について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

令和4年3月14日 大石田町議会議長 大山二郎 殿、大石田町議会予算特別委員会委員長 岡崎英和。

### 1. 議長(大山二郎君)

ただ今の、予算特別委員会委員長よりの報告は、6件とも原案のとおり可決すべきものとするものであります。これにご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

ただちに採決に入ります。これより、議案第9号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第9号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第9号「令和4年度大石田町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第10号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第10号「令和4年度大石田町国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第11号は、

原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第11号「令和4年度大石田町次年度簡易水道特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第12号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第12号「令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第13号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第13号「令和4年度大石田町介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第14号は、原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れ無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第14号「令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7。「議員派遣の件」を議題といたします。議員派遣の件については、大石田町会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております資料のとおり派遣することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

お諮りいたします。議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもって、令和4年第1回大石田町議会定例会の全日程を終了いたしました。町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町町長 村岡藤弥君。

## 1. 町長(村岡藤弥君)

第1回町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、長い日程の中で慎重かつ鋭意にご審議いただき、全議案、いずれも原案どおりご可決いただき、誠にありがとうございました。ご可決いただきました案件については、早速、町政に反映してまいります。

今冬は昨年引き続き大雪となったことから、最終的な除排雪経費は昨年並みになる見込みであり、財政的に非常に厳しい状況にあることは議員の皆様もご承知のとおりであります。

今後の財政運営を考えると、可能な限り財政調整基金へ繰戻すことが必要になります。そのためにはいかに繰越金を確保するかが重要になりますので、今後実施を予定している排雪作業については必要最小限にとどめなければと考えております。

町民の皆様にはご不便をかけることもあろうかとは思いますが、厳しい財政状況を踏まえ、「必要最小限の排雪」にご理解とご協力をお願いするものであります。

また、現在実施しております第3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種は、町医師会のご協力のもと、接種を希望する町民全員がスムーズに安心して受けることができるよう万全の体制を整



えて対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束はまだ見通せない状況にありますが、アフターコロナを見据え「こころ豊かに 幸せ感じるまち」の実現に向け、各分野において全力で取り組んでまいりますので、これまで以上に議員各位のご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

今月末をもって令和3年度が終わることになりますが、議会の議決が必要な案件が発生した場合は、臨時会を招集させていただきたいと考えております。

さらには、今後の国や県の動静にもよりますが、税条例など法令等の改正に伴って改正を要する条例も予想されます。その際には、専決対応とさせていただきますので重ねてお願いいたします。議員の皆さまには、長い期間本当にありがとうございました

1. 議長(大山二郎君)

これをもって、令和4年第1回大石田町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午前 11 時 52 分